

第5章 目標の実現に向けた 個別施策の展開

基本目標 1 地域の子ども・子育ての支援

基本目標 1 の達成に向け、5つの施策の方向性に基づく 29 の具体的施策に取り組みます。

施策の方向性	具体的施策	指標	掲載頁	所管課
(1) 地域の子育て支援サービスの充実	1 地域子育て支援センターの拡充 ★ (再掲)	○	90	子育て総合支援センター
	2 地域子育て支援センターの休日開館の導入 ★ ☆	○	90	子育て総合支援センター
	3 一時預かり事業の充実 (再掲)	○	90	保育課
	4 ファミリー・サポート・センター事業の推進 (再掲)	○	91	保育課
	5 緊急サポートネットワーク事業の推進 (再掲)	○	91	保育課
	6 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)の推進 (再掲)	○	92	子育て推進課
	7 ちとせ子育て特典カード事業の推進		92	子育て推進課
(2) 保育サービスの充実	1 特定教育・保育施設の充実 ☆ (再掲)	○	93	保育課
	2 特定地域型保育事業の充実 ☆ (再掲)	○	93	保育課
	3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供の推進(幼保連携型認定こども園の普及促進) ★ ☆ (再掲)	○	93	保育課
	4 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の支援 ☆		93	保育課
	5 多様な主体の子ども・子育て支援制度への参入促進 ☆		94	保育課
	6 教育・保育の質の向上に向けたアクションプログラムの推進	○	94	保育課
	7 延長保育事業の推進 (再掲)	○	95	保育課
	8 病児・病後児保育事業の推進 (再掲)	○	95	保育課
	9 休日保育事業の充実		95	保育課
	10 夜間保育所への支援		96	保育課
	11 市立認可外保育所の実施		96	保育課
	12 幼稚園における預かり保育事業の促進		96	企画総務課(教委)
(3) 子育て支援のネットワークづくり	1 「ちとせ子育て支援ネットワーク会議」の充実	○	97	子育て総合支援センター
	2 地域子育てサロンの支援		97	子育て総合支援センター
	3 「ランチデー・ランチタイム」の導入 ★ ☆	○	97	子育て総合支援センター
	4 地域訪問交流事業の充実		98	子育て総合支援センター
	5 教育・保育施設における地域交流事業の推進		98	保育課・企画総務課(教委)
	6 子育てに関する総合情報発信の拡充 ★	○	98	子育て推進課
(4) 地域における人材育成	1 「保育士等人材バンク」の導入 ★ ☆	○	99	子育て推進課
	2 教育・保育施設や子育て支援事業の従事者の総合的な研修の実施 ☆		99	子育て推進課
(5) その他の子育て支援の推進	1 教育・保育施設における世代間交流事業の推進		100	保育課・企画総務課(教委)
	2 「児童館まつり(世代間交流事業)」の拡充 ★ ☆	○	100	子育て総合支援センター

※「具体的施策」欄の★は『主要施策』、☆は『新規事業』、再掲は61～81ページの記載を表します。

(1) 地域の子育て支援サービスの充実

1 地域子育て支援センターの拡充 ★ (再掲)

[これまでの成果と課題]

平成 26 年 3 月の「げんきっこセンター」の開設により、3 か所で地域子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業）を実施していますが、ちとせっこセンターとげんきっこセンターの 1 日当たりの平均利用者数は 170 人（平成 26 年 6 月実績）となっており、各講座も定員を超える申し込みがあります。多くの利用ニーズがあることに加え、「自宅から遠い、車がないなどで身近な利用ができない」という保護者の潜在的なニーズもあるため、実施施設数の拡大と地域展開が必要となっています。

[今後の取組]

平成 27 年度から、子育て支援中核施設である「ちとせっこセンター」と「げんきっこセンター」以外の 7 か所の児童館において、地域子育て支援拠点事業（連携型）を展開し、「つどいの広場（親子同士の交流の場）」、「子育て相談」、ちとせっこセンターなどと連携した「子育て講座」などを実施します。（具体的な内容は 68～69 ページを参照。）

2 地域子育て支援センターの休日開館の導入 ★ ☆

[これまでの成果と課題]

当市では、地域子育て支援センターをはじめとして、多種多様な子育て支援を実施していますが、両親とも平日にフルタイムで就労している場合など、平日に実施される支援サービスは利用したくても利用できないことがあります。平成 25 年度に実施した就学前の子どもに係るアンケート調査では、利用時間の合わない人が利用したい子育て支援事業として、「親・親子講座」、「つどいの広場」や「育児相談」が挙げられています。

[今後の取組]

平日以外の日に支援サービスを利用したいという潜在的なニーズに応え、地域全体の子育て力を高めるため、以下の事業を実施します。

1. 子育て支援中核施設「ちとせっこセンター」及び「げんきっこセンター」において、休日も各館月 1 回開館し、つどいの広場、子育て講座、子育て相談等を実施します。
2. 臨床心理士による子育てカウンセリングを土曜日にも年 2 回から 4 回程度実施します。

3 一時預かり事業の充実 (再掲)

[これまでの成果と課題]

保護者の就労形態の多様化による短時間勤務への対応、保護者の入院や出産等により緊急的に保育を必要とする場合や、育児疲れの解消・冠婚葬祭等の私的な理由により保育を必要とする場合に対応するため、一時預かり事業を実施しています。

[今後の取組]

引き続き2つの公立の特定教育・保育施設で実施するほか、私立の特定教育・保育施設における在園児の一時預かり事業（幼稚園型）と在園児以外の一時的預かり事業（一般型）を推進することで、身近な地域での事業展開を促進します。（具体的な内容は74～76ページを参照。）

また、障がい児の受入についても検討し、事業内容の充実を図ります。

4 ファミリー・サポート・センター事業の推進（再掲）

[これまでの成果]

子育ての手助けをしてほしい会員（依頼会員）と手助けしたい会員（提供会員）相互の信頼関係をもとに、有償で子育て家庭を支援することを目的に平成14年度からファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）を実施しています。

利用件数及び会員合計数は増加傾向にあり、小学生の放課後、保育所や一時保育の開所時間などではカバーしきれないケースに応じたサービスとして利用されてきました。

[今後の取組]

今後も引き続き事業を実施し、提供会員の拡大や、定期的な研修の実施による質の向上に努めます。（具体的な内容は73、75～76ページを参照。）

また、ひとり親家庭を対象とした保護者負担の軽減を実施し、事業のさらなる充実を図ります。

5 緊急サポートネットワーク事業の推進（再掲）

[これまでの成果]

ファミリー・サポート・センター事業と同様の相互会員制によるネットワークの支援事業で、急な残業などで子どもの預け先が必要になったとき、子どもの発病などで保育所に預けられなくなったとき、保護者の急な出張など、緊急時に宿泊の預かりを含めて対応することを目的に平成21年度から実施しています。（子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化型））

年間の利用件数は多くはありませんが、転入者や核家族が多い当市の特徴からも、親族など身近に預け先がない保護者の緊急対応として、また、病児・病後児保育事業（千歳こどもデイケアルーム）を補完（定員に空きがない日の対応）する役割があります。

[今後の取組]

ファミリー・サポート・センター事業と同様に、事業を継続し、提供会員の拡大に努めるほか、緊急対応としての専門的な研修の充実にも努めます。（具体的な内容は78ページを参照。）

6 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)の推進 (再掲)

[これまでの成果と課題]

少子化や核家族化に伴い、親戚等の援助が得られない子育て家庭が増加し、地域における子育ての孤立化が進んでいます。育児疲れや保護者の病気、その他の理由により、一時的に子どもを養育することが困難となった家庭を支援するため、宿泊を伴う短期間(原則7日間まで)、子どもを児童養護施設において預かる事業を実施しています。北広島市の2か所の児童養護施設に本事業を委託しています。

[今後の取組]

広報活動による普及を図るほか、家庭児童相談や関係機関との連携を進める中で、一時的に養育が必要な家庭に活用を勧めるなど、効果的な実施に努めます。(具体的な内容は72ページを参照。)

7 ちとせ子育て特典カード事業の推進

[これまでの成果と課題]

次代を担う子どもたちが健やかに成長できるよう、地域社会全体による子育て支援の機運を高め、子育て世代の経済的負担の軽減を図るために、北海道と協働して「ちとせ子育て特典カード事業」を実施しています。

市内にある店舗や企業、施設などの協賛を得て、市内に住所のある中学校修了までの子どもがいる世帯または妊娠中の方がいる世帯を対象として、申請により“ちとせ子育て特典カード”を交付し、協賛店でそのカードを提示した際に商品の割引などの特典サービスを受けることができます。

[今後の取組]

協賛店舗拡大が利用者増加につながることから、より多くの子育て家庭が申請し特典サービスを利用できるよう、商店街・企業等に協力をお願いし市内協賛店の拡大を図るとともに、パンフレットの配布などにより制度の周知に努めます。

(2) 保育サービスの充実

1 特定教育・保育施設の充実 ☆ (再掲)

[これまでの成果と課題]

保護者の就労形態の多様化や女性の就業率の上昇などにより、保育所の入所希望者が増加する傾向にあることから、千歳市子育て支援計画(千歳市次世代育成支援対策推進行動計画)(後期計画)に基づき、既存の私立保育所の施設増床と公立保育所の民営化に伴う新しい私立保育所の施設整備により、保育の定員を拡大してきました。

[今後の取組]

今後は、保育の量的拡大をめざす新制度の趣旨に沿って、既存の保育所の定員の適正化や、幼稚園からの認定こども園への移行を促進することで、2号認定、3号認定子どもに関わる保育の枠を拡大するなど、特定教育・保育施設の充実に図ります。(具体的な内容は61～62ページを参照。)

2 特定地域型保育事業の充実 ☆ (再掲)

[これまでの成果と課題]

2歳以下の低年齢児に対する保育ニーズに対しては、保育所の定員の増加などに合わせて拡充を図ってきましたが、保育所の施設整備による拡充を進めてもなお増加の傾向にあり、特に1歳児においては、産後休業明けに伴う母親の職場復帰などの理由により、そのニーズが顕著に現れます。

[今後の取組]

2号認定、3号認定子どもの両方を受け入れる特定教育・保育施設の充実とあわせて、3号認定子どもを受け入れる「小規模保育」などの特定地域型保育事業の普及促進、拡充を図り、2歳以下の子どもの保育ニーズに対応します。(具体的な内容は63ページを参照。)

3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供の推進 ★ ☆ (再掲)

(幼保連携型認定こども園の普及促進)

[今後の取組]

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上を図る支援を実施するため、教育・保育の一体的な提供を推進します。(具体的な内容は81～83ページを参照。)

4 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の支援 ☆

経済状況や女性の社会進出への意識の変化などにより、全国的に共働き家庭は増加の傾向にあります。また、子育てに専念することを希望して退職する女性がいる一方、就労の継続

を希望しながらも、仕事と子育てを両立できる環境にないとの理由により、出産を機に退職する女性も少なくはありません。

こうした状況を踏まえ、産後休業及び育児休業から保育へと切れ目のないサービスを提供していく必要があります。

[今後の取組]

教育・保育施設や地域型保育事業所の整備により低年齢児(0～2歳児)の受入を拡大し、産後の休業及び育児休業後の職場復帰に伴う円滑な保育サービスの利用を推進します。(量の見込みと確保の方策について66ページを参照。)

また、子育て支援中核施設「ちとせっこセンター」及び「げんきっこセンター」に「ちとせ子育てコンシェルジュ」を配置し、保護者の就労に応じた教育・保育内容の相談や施設・事業に関する情報提供などを行い、利用を支援します。(67、136ページを参照)

なお、これまでは就労により保育所等を利用している子どもの保護者が、出産に伴う産前産後休暇を取得した場合、その期間について既に入所している子どもの保育の継続を認めていましたが、育児休業期間については、家庭での保育に欠けないという理由から、特別の理由がある場合を除き認められていませんでした。新制度の施行に伴い、新たに教育・保育給付に関する保育の必要性の認定基準が示されたことから、当市では運用の中で、育児休業期間中であることを確認することで、既に入所している子どもの保育の継続を認めることとし、乳幼児期の子どもの切れ目のない保育サービスを提供します。

5 多様な主体の子ども・子育て支援制度への参入促進 ☆

[これまでの成果と課題]

新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育事業実施施設などの設置を促進していく必要があります。当市では、家庭的保育事業を推進していくにあたり、平成20年度に末広保育所に家庭的保育支援員を配置し、0歳児の保育を実施する家庭的保育事業の支援を行ってきました。

[今後の取組]

今後は、公立教育・保育施設における小規模保育事業等の連携施設に係る支援の一環として、これまでと同様の趣旨から、新たに「地域型保育等支援員」を配置し、引き続き事業実施に係る支援を推進することで、多様な主体の新制度への参入促進を図ります。

6 教育・保育の質の向上に向けたアクションプログラムの推進

[これまでの成果と課題]

平成20年3月に厚生労働省が策定した保育所における質の向上のためのアクションプログラム(行動計画)をもとに千歳市におけるアクションプログラムを策定し、①保育実践の改善・向上、②子どもの健康及び安全の確保、③保育士の資質・専門性の向上の3つを柱として取り組んできました。

今後は新制度がめざす幼児期の教育・保育の一体的な提供の推進を図るため、教育・保育の質を向上させていく視点を重視した千歳市におけるアクションプログラムを整備する必要があります。

[今後の取組]

認定こども園、保育所、幼稚園・小学校の連携を一層促進するとともに小学校就学前の子どもの育ちを支える体制を整備するため、「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」を基本とし、国が平成 18 年に示した「幼児教育振興アクションプログラム」を参考にしながら、当市の教育・保育の質の向上を主な目標とした新しいアクションプログラムを策定します。

7 延長保育事業の推進（再掲）

[これまでの成果と課題]

保育所における通常の開所時間は、午前 7 時から午後 6 時までの 11 時間ですが、保護者の就労形態の多様化に伴い、残業等による保育時間の延長への要望が増加していることから、すべての保育所で希望者に対しさらに 1 時間の延長保育を実施しています。

[今後の取組]

新制度の施行に伴い、2号認定、3号認定の子どもの保護者に対応する必要から、保育所での実施を継続し、加えて保育所や幼稚園から認定こども園へと移行するすべての施設における実施を促進します。

さらに3号認定子どものみを受け入れる地域型保育事業所においても延長保育事業の実施を促進する方針とします。（具体的な内容は 77 ページを参照。）

8 病児・病後児保育事業の推進（再掲）

[これまでの成果と課題]

保護者が安心して働くための環境を整備するため、子どもの病気発症時、病気回復期で保育所など集団保育が困難な子どもを、就労等の理由により家庭で保育できない保護者に代わり、市立千歳市民病院の敷地内に「千歳こどもデイケアルーム」を設置し、安心、安全な環境のもとで病児・病後児保育を実施しています。

[今後の取組]

引き続き事業を実施し、また、緊急サポートネットワーク事業の実施と並行して、子どもの病時、病気回復期においても看護と保育サービスを提供することにより、保護者の就労ニーズに対応します。（具体的な内容は 78 ページを参照。）

9 休日保育事業の充実

[これまでの成果と課題]

日曜日や祝日などの保育所の開所時間以外でも、保護者の就労に伴う保育ニーズに対応するため、1か所の保育所で休日保育事業を実施してきました。

新制度では、休日保育に対する財政支援を教育・保育給付の中に組み込む（休日保育加算）ことで、保育所や認定こども園を活用した事業拡大が図られますが、職員体制の確保等が困難な状況では、自発的な特定教育・保育施設での実施、普及拡大が図れない場合が想定されます。

[今後の取組]

保護者の就労形態の多様化に伴う休日における保育のニーズに引き続き対応するため、特定教育・保育施設での実施が相当数確保されるまでの当分の間は、市の委託事業を継続します。

10 夜間保育所への支援

[これまでの成果と課題]

保護者の就労等により夜間に保育を必要とする家庭を支援するため、夜間の保育を行っている私立認可外保育所に対し市独自の補助を実施しています。

[今後の取組]

現行の実施施設は、開所時間が新制度における教育・保育給付の対象にはなりません。夜間の就労者が多い地域的なニーズを踏まえて、市独自の補助事業を継続します。

11 市立認可外保育所の実施（再掲）

[これまでの成果と課題]

教育・保育施設等がない市街地から遠く離れた農村地区や観光地区において、保育を必要とする子どもや小学校就学前の集団生活の経験に寄与することを目的に、市の認可外保育所を4か所設置しています。

冬期間に保育の必要性がないなどの地域性に鑑み、12月から3月までの間休止していますが、一部の地域においては地域のニーズがあり、市民協働事業等により、開所し、保護者が主体的に運営しています。

[今後の取組]

市の認可外保育所は、地域の実情に応じて、1日の開所時間など教育・保育施設等とは異なる内容により実施していることから、地域の方の意向を尊重しながら、当面の間は継続的な運営等を実施し、地域型保育事業所への移行について検討します。（具体的な内容は63ページを参照。）

12 幼稚園における預かり保育事業の促進

[これまでの成果と課題]

男女共同参画の進展や共働き家庭の増加によって、幼稚園教育を求める保護者においても長時間の保育ニーズが増加しています。そのため、市内のすべての私立幼稚園で預かり保育を実施しています。

[今後の取組]

新制度への移行に伴い、教育・保育給付を受ける幼稚園については、市町村事業としての「一時預かり事業（幼稚園型）」へと事業が移管することになりますが、従来のまま教育・保育給付を受けない幼稚園については、国・北海道の私学助成による実施が基本となることから、当該私学助成の制度活用を推進します。

(3) 子育て支援のネットワークづくり

1 「ちとせ子育て支援ネットワーク会議」の充実

[これまでの成果と課題]

子育て支援に関係する機関・団体が集まり、千歳市子育て総合支援センター（ちとせっこセンター）を事務局として、平成 20 年 8 月に発足した「ちとせ子育て支援ネットワーク会議」は、年 4 回開催し、支援団体の紹介や講師を招いての学習会のほか、様々な子育てに関する情報交換や意見交換を行っています。

各種の子育て支援サービスや子育てに関する情報の共有や関係機関、団体が連携することにより、双方向のつながりを強化しながら、きめ細かな子育てを地域全域で支え合う環境づくりや仕組みづくりを進めています。

[今後の取組]

引き続き、地域の中で安心して子育てできる環境づくりと総合的な子育て支援施策の推進をめざし、「ちとせ子育て支援ネットワーク会議」が中心となって、関係機関・団体との連携を強化し、相互の協力による全市的な子育て支援ネットワークの構築に努めます。

2 地域子育てサロンの支援

[これまでの成果]

地域に身近な町内会館などの施設を利用して、子育て中の親子が気軽に集える「地域子育てサロン」を各地域に整備するため、子育て支援中核施設「ちとせっこセンター」及び「げんきっこセンター」の職員の派遣や出前講座の実施など、サロンの運営支援を行っています。

[今後の取組]

引き続き、各地域の子育て支援者や関係機関との協力体制の整備を進め、民生委員児童委員を中心とする市民団体等が主体となることで、市民自らによる地域支援をサポートする体制を構築していきます。

3 「ランチデー・ランチタイム」の導入 ★ ☆

[これまでの成果と課題]

乳幼児期の親子がお弁当を食べながら交流する「ランチデー」を平成 25 年度からちとせっこセンターで導入しました。平成 26 年度から、げんきっこセンター、アリスこどもセンター、児童館でも導入し、合計 10 か所で実施しています。

また、子育てサークル等がサークル活動の貸館利用の際にお弁当を食べながら過ごすことができる「ランチタイム」を、平成 26 年 4 月から 7 か所の児童館で実施しています。

[今後の取組]

多くの親子に「ランチデー・ランチタイム」を活用してもらえるよう、地域子育て支援センターや児童館の利用者に対して周知を図っていきます。

4 地域訪問交流事業の充実

【これまでの成果と課題】

近隣関係の希薄化が進み、転入転出率が高い当市において、地域で孤立しながら母親が子育てをしている家庭が潜在的に多いと考えられ、子育て支援中核施設「ちとせっこセンター」及び「げんきっこセンター」から職員が地域へ出向き、子育てをサポートすることが求められています。

ちとせっこセンターでは、子育てサークル等団体からの希望に応じて、児童館やコミュニティセンターなどで「出前講座」を実施するほか、児童指導員と連携し、遊びや子育て情報の提供や親子の交流の場所づくりを行っています。

また、市内の公園を利用し「公園であそぼう」を行い、色々な地域に出向いていく事業を展開しています。

【今後の取組】

今後も、「ちとせっこセンター」及び「げんきっこセンター」の職員が地域を訪問し、親子での遊びの指導や育児相談等を行うことで、地域における子育てのサポートを推進します。

5 教育・保育施設における地域交流事業の推進

【これまでの成果と課題】

認可保育所や幼稚園の所（園）庭を開放し、入所（園）児童と地域の児童のふれあいの場をつくるとともに、保護者の相談の場として活用しています。

【今後の取組】

今後も認定こども園や認可保育所等を活用して地域での交流の機会を提供し、家庭と地域を結び付ける取組を促進します。

6 子育てに関する総合情報発信の拡充 ★

【これまでの成果と課題】

市は、子育てに関する多様な制度や事業について一元的に情報発信する施策として、平成17年度から「千歳市子育てガイド」を3年に1度作成・発行しているほか、平成20年度からは子育て支援ホームページ「ちとせ子育てネット」を開設しています。

転入者が多いという当市の特性から、これらの取組は有効な施策として、さらなる内容の充実が求められているほか、最近でのスマートフォンの普及に伴うインターネット環境の変化により、特に子育ての中心世代となる20代から30代において、手軽に「知りたい情報」を即座に入手できる環境や、タイムリーで魅力のある情報発信機能が求められています。

【今後の取組】

今後、「千歳市子育てガイド」については、「困ったときに見る」から「普段から使える」ガイドブックをめざし、地図情報を大幅に拡充した「千歳市子育てガイド&おでかけMAP」を作成し発行すほか、「ちとせ子育てネット」については、スマートフォンに対応した見やすさの向上、子育て全般に関わるQ&A形式のコンテンツを設けるなど、民間や市民の視点・発想を取り入れた魅力的な総合情報の提供に努めます。

(4) 地域における人材育成

1 「保育士等人材バンク」の導入 ★ ☆

[これまでの成果と課題]

新制度の目標の一つである「保育の量的拡大」のためには、認定こども園、保育所等の提供体制の確保方策と、潜在的な有資格者の把握を含めた教育・保育従事者の確保を同時に進める必要があります。

現在、市は産休代替等のための臨時保育士の登録制度を実施していますが、全市的な保育士不足に対応する必要があります。

[今後の取組]

登録制の「千歳市保育士等人材バンク」を設置し、出産などに伴い一旦現場を退く保育士の有資格者や、教育・保育施設や地域子育て支援センターなどでの就労を希望している方に向けて市内外を問わず広く登録を呼びかけ、教育・保育施設に対し登録情報を提供することで、当市における保育士等の人材確保にむけた取組を実施します。

2 教育・保育施設や子育て支援事業の従事者の総合的な研修の実施 ☆

[これまでの成果と課題]

市はこれまで、保育部門や子育て支援部門、療育部門、母子保健部門などで数多くの専門的な研修会を実施しています。

しかし、一方で専門性の高い研修内容や受講対象者を特定することで、他の分野の子育て支援従事者に向けて、十分な情報が行き届いていない状況があります。

[今後の取組]

市が実施する各種研修会について、可能な限り対象者の枠を拡大し、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の従事者に対し、分け隔てなく受講を促すことで、全市的な従事者の質の向上を図ります。

(5) その他の子育て支援の推進

1 教育・保育施設における世代間交流事業の推進

[これまでの成果と課題]

核家族化の進行や地域における人間関係の希薄化から、異年齢の子ども同士が遊ぶ機会や、異世代間の交流機会が減少しています。

認可保育所の所庭開放や、認可保育所や幼稚園での高齢者との交流、中高生の職業体験の受入などを通じて、世代間交流を積極的に進めています。

[今後の取組]

家庭や地域の子育て力を高めるため、異年齢・異世代間の交流機会の拡大に向けた取組を促進します。

2 「児童館まつり（世代間交流事業）」の拡充 ★ ☆

[これまでの成果と課題]

核家族化の進行や地域における人間関係の希薄化から、異年齢の子ども同士が遊ぶ機会や異世代間の交流機会が減少していることから、各児童館において児童館まつりを開催し世代間交流を進めています。

また、平成 26 年 10 月には、子ども、保護者、ボランティア、町内会、民生委員児童委員、福祉団体、教育機関など幅広い年代の市民が参加し、市内児童館全 9 施設合同の児童館まつりを初めて開催しました。

[今後の取組]

児童館における行事を通じて、児童館を利用する異年齢の子ども同士で遊んだり、民生委員児童委員をはじめとした地域住民と交流することにより、子どもが社会規範を学び、人間関係を築いていくことを目的として、今後も市内児童館全 9 施設合同の児童館まつりと地域での児童館まつりを隔年で開催し、世代間交流を進めます。

基本目標 2 母親と子どもの健康増進

基本目標 2 の達成に向け、4 つの施策の方向性に基づく 24 の具体的施策に取り組みます。

施策の方向性	具体的施策	指標	掲載頁	所管課
(1) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実	1 妊婦相談支援の充実		102	健康推進課
	2 妊婦健康診査事業の充実（再掲）	○	102	健康推進課
	3 妊婦教室（わくわくママクラブ）の開催		102	健康推進課
	4 両親教室（体験パパクラブ・パパの育児基礎講座）の開催		103	健康推進課
	5 助産施設制度の実施		103	子育て推進課
	6 新生児・産婦訪問事業の充実（再掲）	○	103	健康推進課
	7 乳幼児健康診査（4か月児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診）事業と事後支援の充実		104	健康推進課
	8 乳児委託健康診査（先天性股関節脱臼検診・10か月児健診）事業の充実		104	健康推進課
	9 5歳児相談の導入 ☆		105	健康推進課
	10 育児相談の充実		105	健康推進課
	11 養育支援訪問など育児支援の充実（再掲）	○	106	健康推進課
	12 こども発達相談の充実		106	こども療育課
	13 乳幼児健康診査・育児相談等における栄養相談の充実		106	健康推進課
	14 健康教育（栄養）の充実		107	健康推進課
	15 むし歯予防対策の推進		107	健康推進課・学校教育課(教委)
	16 乳幼児健診時・予防接種時の遊び場の設置		108	健康推進課
	17 健康診査（さわやか健診・子宮がん検診・乳がん検診）事業の充実	○	108	健康指導課
(2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実	1 性に関する健康教育の推進		109	健康推進課
	2 性教育の推進		109	学校教育課(教委)
	3 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進		109	学校教育課(教委)
(3) 「食育」の推進	1 食育推進計画に基づく食育の推進	○	110	健康推進課
(4) 小児医療の充実	1 小児救急医療体制の充実		111	健康推進課
	2 予防接種事業の充実		111	健康推進課
	3 子ども医療費助成事業の実施		112	医療助成課

※「具体的施策」欄の★は『主要施策』、☆は『新規事業』、再掲は69～71ページの記載を表します。

(1) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実

1 妊婦相談支援の充実

[これまでの成果と課題]

母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付を行っています。

母子健康手帳交付の際は、保健師や助産師がすべての妊婦と面接し、妊娠期において心身ともに安全で安心して過ごせるように相談支援を行います。また、養育支援を念頭におき、妊婦の心身の健康や家族状況に関するアンケートを実施しており、今後の子育てに関する不安や心配事の相談に応じています。必要時、家庭訪問や電話相談等の支援を開始し、妊娠から出産、育児へと支援の継続に努めています。

さらに、母子保健システムを活用し、過去の育児支援状況などを確認しており、妊婦をはじめとした家族への支援に努めています。

市外から転入して来た妊婦に対しては、「千歳市子育てガイド」等を配布し子育て支援事業について案内するとともに、初めての地域でも安心して子育てができるよう相談機関や社会資源の紹介に努めています。

[今後の取組]

今後も妊娠期において心身ともに安全で安心して過ごせるように、関係機関と連携し個々の状況に応じた支援を行います。

2 妊婦健康診査事業の充実（再掲）

[これまでの成果と課題]

母子保健法に基づく、必要な検査を含めた妊婦健康診査の助成を行います。妊婦が定期的に健康診査を受診することは、妊娠期の安全と異常の早期発見のため重要であり、受診票の利用状況を通じて、受診状況を把握しています。

経済的負担を軽減する目的で、平成 21 年度より、北海道が定める「医療機関に委託して行う妊婦健康診査及び乳幼児健康診査実施要領」に基づき、妊婦一人につき妊婦一般健康診査受診票 14 枚、超音波検査受診票 6 枚を交付しています。

受診票は、全道の医療機関で使用することができます。道外の医療機関で妊婦健康診査を受診した場合は、償還払いとして同額の助成を行っています。

[今後の取組]

妊娠期間を安全に過ごし異常を早期に発見するためには、定期的に健康診査を受診することが重要なことから、今後も効果的な事業の実施に努めます。

(具体的な内容は、69 ページを参照)

3 妊婦教室（わくわくママクラブ）の開催

[これまでの成果と課題]

妊婦教室は、妊娠の過ごし方コース・子育て準備コース・子育て支援センター見学コー

スの3コースを実施しています。市の特徴として転入者が多いことから、教室の内容は、妊娠中の過ごし方、育児手技等の知識の伝達のほか、仲間づくりができるよう交流会などを取り入れています。

特に育児コースは、地域子育て支援センターと共催し、施設見学などを取り入れ育児に関する地域資源の案内の機会としています。また、先輩ママとの交流会は、育児についての体験談を聞きながら赤ちゃんの抱っこ体験ができる場となっています。

[今後の取組]

今後も継続して母親教室を実施し、地域で母子が孤立することがないように妊娠期間からの仲間づくりを推進するとともに内容の充実に努めます。

4 両親教室（体験パパクラブ・パパの育児基礎講座）の開催

[これまでの成果と課題]

夫婦が協力して妊娠・出産・育児に取り組むことができるよう、妊婦とその夫を対象に両親教室を実施しています。母親の育児不安や育児負担の軽減のため、父親が出産後早期から、育児参加ができるよう、沐浴実習等の具体的な育児手技を取り入れた内容で実施しています。

また、平成22年度から、地域子育て支援センターと連携し、妊娠中の夫婦と1歳未満の子育て中の家族を対象にした育児教室を実施しています。パパの育児体験談や赤ちゃんの抱っこを体験ができ、保育士が1歳未満の赤ちゃんとのふれあい遊びを紹介しています。さらに、料理レシピの紹介や地域子育て支援センターの見学を取り入れ実施しています。

[今後の取組]

毎回、教室終了時にアンケートを実施し、教室の内容をより充実していくとともに、より多くの対象者に参加してもらえるよう開催曜日や周知方法についても検討します。

5 助産施設制度の実施

[これまでの成果と課題]

未婚での出産、離婚後の出産などのほか、夫の失業など経済的に出産費用の捻出が困難な世帯が増加しています。経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を対象に、助産施設である市立千歳市民病院等において助産の実施を行うものです。

制度の実施にあたっては、「千歳市子育てガイド」への掲載や母子健康手帳交付時に周知するとともに、関係機関との連携に努めています。

[今後の取組]

今後も引き続き関係機関との連携を図り、制度を必要とする妊産婦が安心して出産できるよう周知に努めます。

6 新生児・産婦訪問事業の充実（再掲）

[これまでの成果と課題]

平成19年度から、こんにちは赤ちゃん事業として、助産師や保健師が4か月までの赤ち

ゃんがいる世帯全戸に対して家庭訪問を行っています。平成 22 年度からは、未熟児訪問支援を道から引き継ぎ、すべての赤ちゃんを対象とした事業になっています。

訪問前に妊娠期の支援状況を確認し、妊娠期からの継続した支援に努めています。

訪問時は、新生児の発達や発育状況の確認、産婦の心身の健康状態の確認、母乳育児の推進や育児情報の提供を行っています。すべての産婦に産後うつアンケートを実施し、産後うつ症や育児不安、養育環境などに伴う育児困難を把握し、早期から育児支援を行うことで育児放棄などの虐待予防に努めています。

また、未熟児、健康状態に問題がある新生児や産婦については、医療機関と連携し支援を行っています。困難事例については、月 1 回子育て検討会やカンファレンスを実施し、臨床心理士等のアドバイスを受けながら支援内容の充実に努めています。

[今後の取組]

新生児の健やかな発育のため、赤ちゃん訪問を継続して実施するとともに、妊娠中に出産や今後の不安に関するアンケートを行い、早期からの育児支援に努めます。

また、訪問時のアンケート内容を充実して妊娠時期から継続して育児状況を把握し、訪問拒否などで状況を把握できない母子の数をできるだけ少なくするように努めます。

(具体的な内容は 70 ページを参照)

7 乳幼児健康診査（4 か月児健診・1 歳 6 か月児健診・3 歳児健診）事業と事後支援の充実

[これまでの成果と課題]

4 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳児を対象に、乳幼児健診を集団で実施しています。健診では、医師、歯科医師の診察、保健師、栄養士等による発達、発育の確認や栄養相談、育児相談、歯科衛生士による歯科相談などを実施しており、毎年、問診票の内容などを見直し健診の充実に努めています。乳幼児健診の場を活用し、育児の悩みや不安について相談を受け、必要時、個別支援につなげるとともに相談機関などの紹介に努めています。

また、事故予防の啓発活動の一つとして、1 歳 6 か月児健診では、事故予防用品の展示や事故予防に関する冊子の配布を行っています。

健診の事後支援として、保育所や幼稚園、地域子育て支援センター、福祉分野と連携を図り、発達や発育、育児支援に努めています。

[今後の取組]

問診票の見直しや健診内容を検討し、発達障がい児に対する支援体制の充実に努めます。

母子保健システムを活用し妊娠中から乳幼児期まで途切れることなく、総合的に支援するとともに、関係機関との連携を強化し、必要時迅速に連絡会議や個別の相談を行います。

8 乳児委託健康診査（先天性股関節脱臼検診・10 か月児健診）事業の充実

[これまでの成果と課題]

先天性股関節脱臼検診は市内の整形外科に、10 か月児健診は市内の小児科の指定医療機関に委託し実施しています。

指定医療機関での検診結果によって、治療や育児相談、電話、家庭訪問等の事後支援を実施しています。

検(健)診について個別通知で案内するほか、赤ちゃん訪問や4か月児健診で周知を行い、受診の必要性等のPRを行っています。未受診の場合は、2か月間の受診期間が過ぎた時点で訪問や電話等で状況把握に努めています。

[今後の取組]

今後も受診率の維持に努めるとともに、乳幼児健診問診票の設問項目や、事後支援の充実を図ります。

9 5歳児相談の導入 ☆

[これまでの成果と課題]

5歳児を対象として、発達に関するパンフレットや相談先等を記載した文書を郵送し、保護者からの相談内容に応じた支援を行っています。

平成24年度、平成25年度の2年間、市内幼稚園3か所で5歳児を対象とした「のびのび健康発達相談」を実施しました。

[今後の取組]

平成27年度から市内すべての5歳児を対象とした「5歳児相談」を、年3回、保健センターで実施します。実施内容は、身体計測、視力検査、栄養相談、設定した集団での遊びを通して発達の確認や育児へのアドバイスなどです。また、就学に向けての心構えに関する講話なども取り入れる予定です。

10 育児相談の充実

[これまでの成果と課題]

育児相談は、年間18回、保健センターで実施しており、就学前の乳幼児を対象に身体計測、育児・栄養・発達の相談に応じています。育児について身近に相談する人がいない場合や、転入のため近隣に友人がいない場合もあり、気軽に発達や育児に関する相談ができる場として活用されています。

また、保健師、助産師、栄養士など様々な職種が対応していることから、相談内容に関して一貫した対応ができるよう、カンファレンス等を実施しています。平成23年度より、さらに利用しやすい場を提供するため、地域子育て支援センターで身体計測や栄養相談ができる「すくすくの日」という計測相談日を設けています。

[今後の取組]

相談内容は複雑化しており、利用者のニーズにあった相談体制づくりに努めるとともに、利用者のニーズを確認しながら、今後も身近な相談の場として継続します。

11 養育支援訪問など育児支援の充実（再掲）

【これまでの成果と課題】

子育てに困難を感じている養育者や虐待の恐れがある養育者に対し、来庁相談や電話相談、養育支援訪問で個別支援を行っています。また、必要時、関係機関と連携を取りながら支援を継続しています。困難事例については、臨床心理士や関係機関の専門職種と支援内容を検討することができる「子育て検討会」を開催し支援力の向上に努めています。

さらに、対象者へ一貫した関わりが持てるよう定期的なカンファレンスを行っています。

養育が困難と見込まれる妊婦については、妊娠初期から支援を開始し、医療機関と連携しながら乳幼児期まで継続した支援を行っています。

【今後の取組】

子育て支援に関する様々なサービスが定着しつつあり、今後はさらに妊娠初期からの育児支援も視野に入れた対応を検討し、事業の充実を図ります。

（具体的な内容は 71 ページを参照。）

12 こども発達相談の充実

【これまでの成果と課題】

発達につまずきがある乳幼児への発達評価と育児助言、発達を促す個別的な親子遊び、少人数での集団遊び、電話での相談などを実施しています。近年、発達障がい傾向にある児童が、家庭や集団生活において、不適応となるケースが増えています。また、低年齢から幼稚園などの集団利用を開始する児童も増えています。

【今後の取組】

こども発達相談室では、発達につまずきのある乳幼児の早期発見・対応により保護者が適切に子育てできるよう発達相談を行うほか、「巡回支援事業」として専門員による保育所等への巡回訪問を実施できるよう整備を進めます。また、育児支援としてグループ相談や個別での遊び支援、電話相談などを実施し、発達に遅れ等のある子どもが幼稚園や保育所などの集団生活に適応しやすくなるよう、関係機関と連携しながら継続的な支援を行い、必要に応じて児童通所支援等の利用につなげます。

障がい児相談支援事業所では、児童通所支援の利用者が適切にサービスを利用できるよう、利用計画の作成やモニタリング等を実施し、発達支援の総合的なマネジメントを行います。

13 乳幼児健康診査・育児相談等における栄養相談の充実

【これまでの成果と課題】

乳幼児健康診査、育児相談、母親教室、電話相談等において妊婦の栄養、乳幼児の栄養について個別相談に応じています。

妊娠期においては、母子健康手帳交付時に、妊娠期の栄養に関するパンフレットを配布し、乳幼児期においては、乳幼児健診時の栄養相談を通して、離乳食やおやつとの与え方、偏食の対応、栄養の大切さや規則正しい食生活について啓発と推進に努めています。

また、食育の推進も視野に入れ、朝食の欠食の改善、噛むこと大切さやバランスのとれた食事についての啓発に努めます。

[今後の取組]

乳幼児健診や育児相談などにおける個別の栄養相談を充実します。

妊娠期から食事の重要性についての啓発を進め、乳幼児期においては各種健診や相談を通して食に対する関心と理解を深めてもらうとともに、規則正しい食生活を実践することができるように支援します。

14 健康教育（栄養）の充実

[これまでの成果と課題]

母親学級で妊娠中の食生活に関する講話を行っているほか、出前講座、ファミリー・サポート・センターや地域子育て支援センターからの依頼により、望ましい食生活や食習慣、正しい栄養の知識に関する講話や子ども向けの食事作り等の調理実習を実施しています。

また、口腔内の健康や衛生の観点から、歯科衛生士と連携し、共同で健康教育を実施しています。

[今後の取組]

食生活の重要性についての啓発を継続して進め、望ましい食生活についての知識の普及啓発、食生活改善における実践可能な方法などについて、関係機関との連携を図りながら、より多くの市民に健康教育を進めます。

15 むし歯予防対策の推進

[これまでの成果と課題]

むし歯予防のため、1歳6か月児健診、3歳児健診において歯科健診や歯科相談、未就学児を対象としたフッ化物塗布を実施しています。

また、母親教室、出前講座、地域子育て支援センターの育児教室において、正しい口腔ケアの方法や食事のとり方、おやつとの与え方等の講話や具体的な歯磨き指導を行っています。

市内の保育所、幼稚園、学童クラブに出向き、むし歯予防についての人形劇と歯ブラシを使った歯磨き指導を行っています。健康教室の内容は毎年見直し、効果的な媒体や方法となるよう努めています。このほか、保育所、幼稚園でのフッ化物洗口の導入を進めています。

むし歯予防デーや健康まつりでは、歯科医師会と連携し、歯科医師による歯科健診や歯科相談、口腔の健康に関する啓発活動、フッ化物洗口体験等に取り組んでいます。

[今後の取組]

集団指導の内容については、その都度見直し、より効果的な方法を検討します。

また、今後も歯科保健対策会議による協力・連携体制の強化を図るほか、小学校でのフッ化物洗口導入の検討など、むし歯予防の推進に努めます。

16 乳幼児健診時・予防接種時の遊び場の設置

[これまでの成果と課題]

乳幼児健診時、予防接種時の遊び場は、待ち時間の負担感軽減と子育ての情報交換、交流の場として平成 17 年度より設置しています。

現在は、乳幼児健診、育児相談、予防接種、さわやか健診等の会場内に遊び場を設置し、保育士を配置しています。保育士は、安心して健診を受けられるよう同判児を保育することや気軽に育児の相談に応じる役割を担っています。

育児相談時の遊び場では、市民協働の一環としてボランティアによる絵本の紹介を行っています。

[今後の取組]

今後も利用者が安心して健診、予防接種等の保健サービスが利用できるよう、利用者数や利用状況に応じた遊び場の提供に努めるとともに、育児や事故防止などの安全に関することについての啓発や周知の場となるよう充実を図ります。

17 健康診査（さわやか健診・子宮がん検診・乳がん検診）事業の充実

[これまでの成果と課題]

子どもの保護者が健康な心身状態の維持向上を図るためには、健（検）診を利用し、生活習慣改善による疾病の予防・早期発見・早期治療により、重症化を予防することが必要です。また、欠食、外食や間食が多い、野菜不足といったバランスを欠いた食事や運動不足で、やせていても高血糖、高脂質血症、貧血など生活習慣病のリスクを抱えている人がいますが、多忙、自覚症状がないといった理由で健診を利用されない方が多数います。

また、がん患者は年々増加し、若い世代もがんに罹患しています。

市では、19 歳から 39 歳を対象とする「さわやか健診」、20 歳以上を対象とする「子宮がん検診」、40 歳以上を対象とする「乳がん検診」を実施し、受診しやすい環境づくりに努め、健康増進に向けた周知・啓発を実施しています。

[今後の取組]

今後も引き続き、健康診査を実施し子育て世代の健康づくりに努めます。

子宮がん・乳がん検診においては、国が示している「がん検診推進事業」等を活用しながら受診率の向上に努めます。

また、集団健診は、複数の健診を一度に受診できる体制とし受診者の利便性を図るとともに、女性のみ健診日や無料保育の設定、忙しい子育て世代のための土日や早朝の健診日の設定、札幌までの無料巡回バスの設定等による受診しやすい環境づくりに努めます。

さらに、受診率向上のためにチラシの配布、個別受診勧奨、健康教育、健康相談の実施等により啓発活動を実施し、平成 31 年度までに、「さわやか健診」受診数 400 人をめざします。

(2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

1 性に関する健康教育の推進

[これまでの成果と課題]

望まない妊娠の防止や性感染症の予防など、正しい知識の啓発は、思春期から働きかける必要があります。また、結婚、妊娠、育児についての心構えなど、生活を通して少しずつ準備をしていくことが重要です。そのため、小中学生、保護者を対象とした出前講座や講演会を実施しています。

出前講座では、それぞれの年齢に合わせた性教育の内容を検討し、心身の成長や性に関する内容のほか、DVの予防を念頭に、相手を尊重すること等の内容も取り入れて実施しています。また、事後アンケートを実施し内容の充実に努めています。

[今後の取組]

学校と連携した体制のもと、今後も出前講座や講演会を実施し、望まない妊娠を防ぐことやDVの防止についての啓発活動に努めます。

2 性教育の推進

[これまでの成果と課題]

性に対する意識や価値観が多様化するとともに、インターネットや携帯電話の普及に伴い性に関する情報が氾濫し、性感染症や人工妊娠中絶など、性に関する問題が深刻化しており、児童生徒への発達段階に応じた性教育などの健康教育の充実が求められています。

[今後の取組]

児童生徒が、発達段階に応じて、性教育に関する正しい知識を身に付けるため、保健、道徳、特別活動、生徒指導などの教育活動全般を通じた性教育を進めます。

3 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進

[これまでの成果と課題]

未成年期の喫煙、飲酒、薬物乱用は、生涯にわたる心身の健康に対する大きな阻害要因となることから、自己の健康の保持増進を図る実践的な指導や健康教育の充実が求められています。

[今後の取組]

児童生徒が、薬物被害に関する正しい知識や規範意識を身に付けるため、小学校5、6年生や中学校の保健や特別活動などの授業において、関係機関と連携し薬物乱用防止教室などにより薬物乱用防止教育を進めます。

(3)「食育」の推進

1 食育推進計画に基づく食育の推進

【これまでの成果と課題】

市は、平成 20 年度に食育推進計画を策定し、これまで保育、農業、教育、保健分野それぞれの立場でライフステージに応じた「食育推進」に取り組んできました。しかし、朝食欠食等の食習慣の乱れや思春期やせに見られるような心と身体の健康問題が子どもたちに依然として生じていることから、平成 21 年度から平成 25 年度までの「千歳市食育推進計画」の終期に併せて計画の見直しを図り、平成 26 年度から平成 30 年度を計画期間として「第 2 次千歳市食育推進計画」を策定しました。

【今後の取組】

今後も、これまで実施してきた取組を継続するとともに、新たに「おいしい！楽しい！大好きちとせ」を合言葉に「食を生かす」「食を楽しむ」「食を育む」の 3 つの基本目標を掲げ、関係機関等と連携協力し、望ましい食の実現に向けた「さらなる実践」に取り組んでいくことから、食育フォーラムや食育月間におけるパネル展の開催、また、千歳市食育推進マークの普及などを通じ、広く市民に食育推進を PR します。

特に、乳幼児期から思春期までは、正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着及び豊かな人間性の形成、心身の健全育成を図る上で大切な時期であることから、それぞれの発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報の提供、クッキング・食農体験等子ども参加型の取組を、保健・認定こども園・保育所・幼稚園・学校といった関係分野が連携協力しながら進めていきます。

また、妊娠期には低出生体重児の増加の問題も踏まえ、母体と胎児の健康を確保するために、健全な食生活を実践する重要性について、妊産婦等を対象とした「わくわくママクラブ」の場などを通じて普及啓発を行います。

(4) 小児医療の充実

1 小児救急医療体制の充実

[これまでの成果と課題]

千歳医師会に内科系・外科系それぞれに救急当番医を委託しており、内科系当番医において小児の救急患者の診療を行っています。しかし、全国的な医師不足や医師の高齢化などにより、救急医療の維持が喫緊の課題となっています。

現状の在宅当番医制では、医師不足などの理由から空白日が発生していますが、平成 23 年 4 月から、市内開業医の派遣診療による空白日の解消に向けた取組を行っています。

また、市立千歳市民病院が独自事業として行っている平日 18 時から 21 時までの小児救急外来が、平成 26 年 4 月から日曜日の午前中も開設されています。

[今後の取組]

これまで同様、「ちとせ健康・医療相談ダイヤル 24」の活用も周知しながら、千歳医師会と連携を図り、小児救急医療体制の維持に努めます。

2 予防接種事業の充実

[これまでの成果と課題]

予防接種法に基づく定期接種は市町村長が行うこととされており、接種対象者は、予防接種を受けるよう努めなければならないとされています。定期接種のうち結核を予防する BCG ワクチンと、ジフテリア・破傷風を予防する二種混合ワクチンは、集団接種を実施しています。

BCG ワクチンは、接種手技について定期的に研修し安全で効果的な接種に努めています。二種混合ワクチンは、小学校 6 年生を対象として市内の各小学校に出向き実施しています。接種事故がないよう予防接種担当医師と連携し、問診票の確認や接種後の状態観察に努めるとともにアレルギーなどの緊急時に対応できるよう救急用品を携帯しています。

定期接種のうちジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎（ポリオ）、麻しん、風しん、ヒブ感染症、肺炎球菌感染症を予防するワクチンについては、個別接種とし市内医療機関に委託しています。

また、平成 26 年 10 月から水痘のワクチンが定期接種に追加されました。

[今後の取組]

赤ちゃん訪問時や乳幼児健診など様々な機会に予防接種について啓発するとともに、未接種者については電話などで接種勧奨を行っています。また、予防接種の種類や対象年齢などが変更されることがあり、対象者に周知漏れがないよう留意するとともに医療機関と連携し安全な接種に努めます。

3 子ども医療費助成事業の実施

[これまでの成果と課題]

市内に居住する小学生以下の子ども（生活保護世帯・重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成対象者を除く）の保護者に医療費受給者証を発行して、次のとおり医療費の助成を行っています。

○ 住民税課税世帯

- ・ 0歳から2歳までは、自己負担額2割のうち、入院・通院とも全額助成。（初診時一部負担金を除く。）
- ・ 満3歳から小学校就学前は、自己負担額2割のうち、入院・通院とも1割の助成。
- ・ 小学1年生から3年生までは、自己負担額3割のうち、通院が1割、入院が2割の助成。
- ・ 小学4年生から6年生までは、自己負担額3割のうち、入院のみ2割の助成。

○ 住民税非課税世帯

- ・ 小学3年生までは、自己負担額（小学校就学前2割、小学生3割）のうち、入院・通院とも全額助成。（初診時一部負担金を除く。）
- ・ 小学4年生から6年生までは、自己負担額3割のうち、入院のみ全額助成。（初診時一部負担金を除く。）

[今後の取組]

今後も継続して事業を実施します。

基本目標3 子どもが健やかに育つ教育環境と子育て力の向上

基本目標3の達成に向け、5つの施策の方向性に基づく27の具体的施策に取り組みます。

施策の方向性	具体的施策		指標	掲載頁	所管課
(1) 次代の親の育成	1	中学生・高校生の乳幼児とのふれあい機会の推進		114	子育て総合支援センター・保育課・企画総務課(教委)
	2	小学校男女共同参画学習の推進	○	114	市民協働推進課
(2) 学校の教育環境等の整備	1	個性を活かし能力を育む教育の推進		115	学校教育課(教委)
	2	情報化や国際化に対応した教育の推進		115	学校教育課(教委)
	3	心の教育の推進		115	学校教育課(教委)
	4	地域に開かれた学校づくりの推進		116	学校教育課(教委)
	5	幼稚園、保育所、小学校との連携の推進		116	企画総務課(教委)・保育課・学校教育課(教委)
	6	私立幼稚園に対する補助事業の実施		116	企画総務課(教委)
(3) 家庭や地域の教育力の向上	1	ママさん教室の開催		117	生涯学習課(教委)
	2	家庭教育セミナーの開催		117	生涯学習課(教委)
	3	男性のための子育て講座の開催		117	生涯学習課(教委)
	4	市の子育て出前講座の開催		118	健康推進課・子育て推進課・子育て総合支援センターほか
	5	学校支援地域本部事業の実施		118	生涯学習課(教委)
	6	青少年の多様な体験活動機会の充実		118	生涯学習課(教委)
	7	青少年団体活動の支援		119	生涯学習課(教委)
	8	読書環境の整備		119	文化施設課(教委)
	9	スポーツ活動の推進		119	スポーツ振興課
(4) 児童の健全育成	1	子育て支援対策の推進	○	120	市民生活課
	2	学童クラブ事業の拡充★(再掲)	○	120	子育て総合支援センター
	3	「ランドセル来館」の導入★☆	○	120	子育て総合支援センター
	4	児童館事業の充実		121	子育て総合支援センター
	5	「放課後子ども教室」の推進		121	生涯学習課(教委)
	6	「中高生タイム」の導入★☆	○	121	子育て総合支援センター
	7	学校体育施設の活用		122	スポーツ振興課
	8	青少年会館の運営		122	文化施設課(教委)
	9	青少年指導センター活動の充実		122	青少年課(教委)
(5) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	1	子どもを取り巻く有害環境対策の推進		124	青少年課(教委)

※「具体的施策」欄の★は『主要施策』、☆は『新規事業』を、再掲は79ページの記載を表します。

(1) 次代の親の育成

1 中学生・高校生の乳幼児とのふれあい機会の推進

[これまでの成果と課題]

市内9児童館において、次代の親となる中学生・高校生が乳幼児やその家族とふれあい、交流する機会を持つことにより、将来、子どもを産み育てることへの意義や命の大切さについて考えるきっかけとなるよう、児童館行事を通じ、交流を推進しています。

しかし、児童館行事による一時的な交流に留まっていることが課題となっています。

[今後の取組]

子育て支援中核施設「ちとせっこセンター」及び「げんきっこセンター」と連携しながら、「つどいの広場」などを利用する乳幼児とその家族が継続的に中学生・高校生とふれあうことができるような取組について検討します。

2 小学校男女共同参画学習の推進

[これまでの成果と課題]

次代を担う子どもたちが、互いの人権を尊重し、性別による固定的役割分担にとらわれず、様々な活動に参加することができるよう、児童期からの男女共同参画意識の向上を図る取組として、市内の小学6年生を対象に男女共同参画学習資料を配布するほか、標語コンクールを実施しています。

男女共同参画学習副教材の活用については、教育指導要領に教材の内容が包括されていることなどから、副教材の活用が進展していないことが課題となっています。

[今後の取組]

小学校との連携を密にした男女共同参画学習副教材の活用促進と標語コンクールの定着化を図るとともに、さらに若年層向けの効果的な取組について検討します。

(2) 学校の教育環境等の整備

1 個性を活かし能力を育む教育の推進

[これまでの成果と課題]

学校の教育活動を進めるにあたっては、各学校において、生徒の生きる力を育むことをめざした取組を行っています。

[今後の取組]

創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらの活用にあたって必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個人の価値を尊重しながら自主・自立の精神を育む教育を推進します。

2 情報化や国際化に対応した教育の推進

[これまでの成果と課題]

今後、ますます進む高度情報化の中で、主体的に課題を解決できる情報活用能力と、国際社会の一員として異文化を理解しコミュニケーションを図り、自らの考えや意見を適切に伝える能力が身に付くよう国際理解教育の充実が求められています。

[今後の取組]

情報活用能力の向上のため、様々な教科で情報機器を活用した授業の工夫に努めるとともに、千歳科学技術大学と連携し、サイエンス会議、実験教室、eラーニングシステムを活用した家庭学習（eカレッジ）の普及を進めます。国際社会において主体的に行動できる資質・能力を育成するため、自国の歴史や文化・伝統とともに、諸外国の文化、習慣等について理解を深め、異なる文化や生活習慣を持つ人と協調して生きていく態度を培うため、総合的な学習の時間等における外国の文化や生活に触れる取組やアンカレッジ市のサンドレイク小学校やミヤーズ中学校との相互訪問交流を支援し、国際理解教育の充実を図ります。

3 心の教育の推進

[これまでの成果と課題]

社会生活を送る上での基本的な生活習慣や規範意識、自分の生命の尊重、自尊感情や思いやりの心など生活や学習の基盤となる道徳性を養うとともに、主体的に判断し、適切に行動できる人間を育てることが重要です。学校では、すべての教育活動で道徳教育を推進するとともに、その要となる道徳の時間の指導を工夫したり、家庭や地域と連携しながら、道徳用教材を活用し、人間尊重の精神や思いやりの心など豊かな心を育むよう効果的な学習を進める必要があります。

[今後の取組]

学校が、家庭や地域と連携し、「道徳の時間」の授業公開や人権擁護委員等による人権教室の開催、地域の人材等による体験を生かした指導過程の工夫などにより、規範意識や生命尊重、思いやりの心を育むとともに、社会性や人間性を育む道徳教育の充実を図ります。

4 地域に開かれた学校づくりの推進

[これまでの成果と課題]

児童生徒が学校や地域で生き生きと学び生活するためには、学校が学習指導や生活指導において十分にその役割を果たしながら「地域づくり」の中核となっていくことが求められています。今後は、家庭や地域との連携・協力を一層進め「学校が望む支援」と「家庭や地域社会が提供できる支援」などの協力体制を充実させていくことが必要です。

[今後の取組]

保護者からの意見や要望を聞くために懇談会やアンケートの実施、学校評議員の活用による学校の方針・取組の説明や改善意見など、学校からは情報の積極的な発信と公開、家庭や地域からは学校への支援を積極的に行うなど、双方が目標を共有化できる「開かれた学校づくり」を推進します。

5 幼稚園、保育所、小学校との連携の推進

[これまでの成果と課題]

小学校では、入学したばかりの1年生が「集団行動がとれない」、「授業中に座ってられない」、「先生の話を受けない」などの小1プロブレムが課題となっており、小学校が、この問題に対応するためには、幼保小が相互に連絡を図り積極的に交流を深めることを通じて連携する、連続性のある教育活動の充実が必要です。

[今後の取組]

認定こども園・幼稚園・保育所と小学校の間で子どもの成長に関する情報交換や交流の機会を充実させ、小学校へ円滑に移行できるよう取組を進めます。

6 私立幼稚園に対する補助事業の実施

[これまでの成果と課題]

幼児期は、人間形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、幼稚園教育がその後の学校教育全体の生活や学習の基盤となることから、その役割は非常に大きなものがあります。

これらの観点から、幼稚園教育の振興を図るため、市内の私立幼稚園に対して運営費の一部を補助しています。

[今後の取組]

私立幼稚園に対する補助事業を通じて、充実した教育環境の整備が図られるよう今後も効果的な事業の実施に努めます。

(3) 家庭や地域の教育力の向上

1 ママさん教室の開催

[これまでの成果と課題]

未就学児の母親を対象に、子どもの発達段階に応じた育児知識の習得と情報交換の場を提供し、あわせて地域子育て支援の人材を育成・活用するため、春季、秋季に各 10 回程度ママさん教室を開催しており、毎回、参加者が定員に達しています。

[今後の取組]

引き続き、受講者が教室で得た知識などを地域で生かすよう意識づくりを図ります。

2 家庭教育セミナーの開催

[これまでの成果と課題]

子どもを健やかに育てていくためには、子どもの成長とともに、親としても成長していくこと（親育ち）が必要です。また、子育て中の親に限らず、子育てを終えた方から高齢者など幅広く市民に考える機会を提供し、家庭や地域の教育力向上を図ることが必要なため、家庭教育への関心を高めてもらう講座を実施しています。

[今後の取組]

講師やテーマなどの内容を工夫し、より幅広い年齢層の市民参加を図ります。

3 男性のための子育て講座の開催

[これまでの成果と課題]

男性保護者の家庭教育への参画を促すため、講義及び子どもと一緒に体験活動を通して、父親（保護者）としてのあり方や子どもとのかかわり方に関する学習の機会を提供しています。

[今後の取組]

引き続き、日ごろから子どもとふれあう機会が少ないと考えられる男性保護者を対象として事業を実施します。

4 市の子育て出前講座の開催

【これまでの成果と課題】

子育てサークルや市民団体などが自ら取り組む子育てに関する学習活動などを支援するため、ちとせっこセンターでの「親子であそぼう！」をはじめ、市の各保健福祉部門にわたり、子育てに関する幅広いメニューで出前講座を実施しています。

【今後の取組】

引き続き子育てに関する自主的な学習活動を促進するため、各出前講座内容の工夫に努めるほか、新たな子ども・子育て支援制度にあったメニューづくりを行うなど、家庭や地域の教育力向上を図ります。

5 学校支援地域本部事業の実施

【これまでの成果と課題】

学校・家庭・地域が一体となって「地域ぐるみで子どもを育てる」体制づくりを行い、地域住民が学校のニーズに応じて支援する事業です。

地域の学校に対する関心が高まり、子どもたちとともに学ぶ環境づくりや地域ぐるみで子どもを見守り、子どもが安全に育つ安心な地域づくりが推進される一方で、技術を要する人材の発掘は校区単位では困難なため、市内全域で募集する必要があります。

【今後の取組】

学校と地域の現状を理解する「地域コーディネーター」の調整により、地域住民が授業支援や環境整備支援など、学校のニーズと地域の実情に応じた学校運営の支援を実施します。

また、支援対象校の要請に応じ、教育活動推進員による放課後等における学習や体験、交流活動等に関するプログラムを実施し、児童生徒に多様な学習機会を提供します。

6 青少年の多様な体験活動機会の充実

【これまでの成果と課題】

子どもに多様な体験学習の機会を提供するだけでなく、子どもの地域活動を支える市民ボランティアを育成するため、企画及び運営を行う「子ども活動支援ボランティア」と協力を図り、「チャレンジ教室」や依頼により週末に活動する「子どもチャレンジ教室出前講座」を開催しています。

【今後の取組】

引き続き、子どもに多様な体験学習の機会を提供するとともに、地域での子どもの健全育成を支援する人材の育成、活用の充実に努めます。

7 青少年団体活動の支援

【これまでの成果と課題】

子どもの主体的な活動を支援するため、「千歳市子ども活動支援センター」の市民ボランティアにより、青少年活動に関する情報収集、提供、活動相談などを行っています。

【今後の取組】

「千歳市子ども活動支援センター」の運営方法について見直しを行いながら、関係部署との連携により市内で活動する青少年団体の把握に努めます。

8 読書環境の整備

【これまでの成果と課題】

子どもの読書体験は、豊かな心と言語力や理解力を育む有効な手段といわれていますが、ゲーム機やインターネットの普及などにより、家庭での読書の機会が減少してきているといわれています。

また、生活環境の変化により親の読書離れも進んでいることから、子どもが読書の素晴らしさに触れる機会はますます少なくなっています。

【今後の取組】

「千歳市子どもの読書活動推進計画（第2次）」に基づき、親子が様々な場や機会を通じて読書に親しみ楽しめる環境づくりや、親子読書の啓発に努めます。

9 スポーツ活動の推進

【これまでの成果と課題】

スポーツを通じて健康で心豊かなライフスタイルを築く生涯スポーツの推進をめざし、健康づくりや体力増進に関する市民意識を啓発するとともに、スポーツ活動を支援する指導者や団体の育成のため、市内のスポーツ団体と連携し各種スポーツイベント・スポーツ教室を開催しています。

【今後の取組】

今後も引き続き、千歳市体育協会と連携し、団体や指導者の育成に努めるとともに、各種イベントの見直しを行うなど、子どもから大人まで楽しめる生涯スポーツを推進します。

(4) 児童の健全育成

1 子育て支援対策の推進

[これまでの成果と課題]

子どもは生まれながらにして、様々な権利（「生きる・育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」）を持っており、子ども自身が自分の力で考え行動し、経験を通じて成長する「子育て」を支えるための方策が必要とされます。

[今後の取組]

児童生徒に対し命や思いやりの大切さ、差別やいじめのない社会の大切さについて教育すること及び児童生徒が、お互いに協力しながら花などの植物を栽培することによって、情操を豊かにし、命の大切さや相手への思いやりという基本的な人権尊重の精神を身に付けることを目的として、人権擁護委員による「人権教室」及び「人権の花運動」を実施します。

2 学童クラブ事業の拡充 ★ (再掲)

[これまでの成果と課題]

学校の放課後に保護者が就労等により留守家庭となる小学生に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的として、平成26年4月までに児童館併設で10か所、小学校併設で5か所の計15か所の学童クラブを設置しています。

平成26年度より、従来は小学3年生まで（障がいのある児童は4年生まで）としてきた学童クラブの対象学年を、小学4年生まで（障がいのある児童は5年生まで）に拡大しました。対象学年の拡大と、年々増加する入所希望者に対応するため、学童クラブの新設や、既存の学童クラブの定員拡大により、平成26年4月に定員を300人増やし、760人に拡大しました。

なお、市街地のすべての小学校区内への設置は完了していますが、北陽小・緑小学校区において児童数が増加しているため、新たな学童クラブの開設などが課題となっています。

[今後の取組]

平成27年度から対象学年を小学6年生まで拡大します。また、学童クラブの需要が増えている北陽小学校区及び緑小学校区において、新たな学童クラブの開設や受入拡大について検討を進めます。（具体的な内容は79～80ページを参照。）

3 「ランドセル来館」の導入 ★ ☆

[これまでの成果と課題]

保護者が短時間労働等のため昼間家庭にいない場合や、保護者の出産、病気や介護により一時的に保育できない場合に、小学生が学校からランドセルを背負ったまま児童館に来館できる登録制の事業です。平成25年度はモデル事業として1館で実施し、平成26年4月から9つすべての児童館で、1館当たり概ね30人を定員として、小学校4年生までを対象に実施しています。

[今後の取組]

平成 27 年度から対象学年を小学校 6 年生までに拡大し、引き続き無料で実施するほか、利用者のさらなる利便性向上を図ります。

4 児童館事業の充実

[これまでの成果と課題]

児童館は、18 歳未満のすべての子どもを対象とし、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成することを目的とした児童福祉施設です。平成 26 年 4 月までに単館で 7 館、地域子育て支援センター併設で 2 館の合計 9 館を設置しています。

単館児童館のうち 5 館は、建設から 10 年を経過しており、計画的な修繕を行いながら、安全に施設を運営する必要があります。

[今後の取組]

今後も小学校児童数や地域状況を勘案の上、児童館の整備を検討するとともに、既存の施設については計画的に修繕を行い、安全に施設を運営します。

5 「放課後子ども教室」の推進

[これまでの成果と課題]

総合的な放課後対策として放課後子ども教室を実施し、小学校や公民館などの公共施設を活用しながら、学習やスポーツ・文化体験活動、学年や世代を超えた交流など、様々な活動を行いました。

[今後の取組]

放課後子ども教室の開設に必要な条件（児童の活動場所となる空き教室や児童の活動を見守る地域の支援など）を整理するとともに、希望する学校区を調査、把握し、希望校区に整備することをめざします。

6 「中高生タイム」の導入 ★ ☆

[これまでの成果と課題]

中高生は、部活動以外の時間で、放課後の居場所が不足しているといわれていることから、平成 26 年 4 月から児童館の開設時間を延長し、17 時 30 分から 18 時 30 分を中高生の専用時間「中高生タイム」としています。利用する中高生が自分たちで「中高生タイム」に行うスポーツの内容や夏休み期間中の行事を企画・立案するなど自主的な活動を行っており、①放課後の 10 代の居場所づくり、②利用者の相談に乗れる指導員がいる安心な場所、③将来の地域づくりの担い手となるきっかけとなることをめざし、支援しています。

地域や学校により、利用状況に差があることから、中学校・高校への積極的な周知を行うとともに学校等関係機関との連携を図る必要があります。

[今後の取組]

中高生が指導員を信頼し、気軽に相談などができるよう、職員の資質向上、専門的な知識の習得を図ります。また、中学校・高校への積極的な周知を行うとともに学校等関係機関との連携を図ります。

7 学校体育施設の活用

[これまでの成果と課題]

放課後児童の安全な遊び場や、青少年スポーツ団体、個人に対するスポーツ振興のための場所を提供するため、小中学校の体育館、校庭やプール施設を、学校教育に支障のない範囲で一般市民に開放します。また、地域開放として土曜日の午前中に校庭・体育館の開放を行っています。

[今後の取組]

今後も、体育施設は地域の共通の財産という考え方に立って開放し、市民が気軽に利用しやすい効率的な管理運営に努めます。

8 青少年会館の運営

[これまでの成果と課題]

青少年会館は、青少年の心身の健全な発達を促し、地域における青少年活動の振興を図るため、卓球や剣道、空手などのスポーツ少年団、千歳市シニアリーダーつばさなど、スポーツや青少年リーダーの活動に活用されています。

[今後の取組]

青少年会館を活用し、同じ世代の仲間とスポーツ活動やレクリエーション活動を通じて、連帯感や協調性、責任感などを養う場として、今後も千歳市の未来を担う青少年の育成を図ります。

9 青少年指導センター活動の充実

[これまでの成果と課題]

青少年の健やかな成長と非行の未然防止をめざし、青少年指導センターでは専門指導員、青少年指導員を配置し、関係機関・団体、市民ボランティア等との連携を図りながら、巡回指導や小学校における地区内育成ふれあい活動などを行っています。

また、電話や面談などにより青少年や保護者から悩み事の相談を受け、解決に向けての支援をしています。

青少年を取り巻く環境の浄化や健全育成については、日常的に青少年とふれあう機会を設けることで、非行や問題行動の早期発見と未然防止を図る必要があります。

[今後の取組]

今後も、青少年が非行などの問題行動を起こさないよう専門指導員、青少年指導員を配置し、関係機関・団体、ボランティア等との連携を図りながら、巡回指導や小学校における地区内育成ふれあい活動などを通して、青少年の健全育成を図ります。

(5) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

1 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

[これまでの成果と課題]

青少年を取り巻く環境の健全化のため、有害興行・図書類などの有害環境への対策を図るとともに、インターネット等の利用増加に伴うネットトラブルについて対応を検討する必要があります。

北海道青少年健全育成条例に基づき、有害図書類などの陳列方法や青少年に対する販売方法について、調査、指導しています。

[今後の取組]

関係機関や地域住民との連携を図り、有害図書類について定期的な巡回調査・指導を継続して実施することにより、有害環境対策の推進を図ります。

また、ネットトラブルに対応するため、インターネット利用に係る調査を実施するとともに、関係者や保護者を対象とした研修などを通して、青少年の健全なネット利用についての啓発を図ります。

基本目標 4 子育てを支援する生活環境づくり

基本目標 4 の達成に向け、2つの施策の方向性に基づく 8 の具体的施策に取り組みます。

施策の方向性	具体的施策		指標	掲載頁	所管課
(1) 良質・良好な居住環境の確保	1	公営住宅の整備	○	126	市営住宅課
	2	住宅情報の提供		126	市営住宅課
	3	シックハウス対策の推進		127	建築課
(2) 子育てにやさしい環境の整備	1	子育てにやさしい施設の充実		128	子育て推進課
	2	子育てバリアフリーの推進		128	建築課
	3	安全な道路交通環境の整備		128	道路建設課
	4	歩道補修・改修の推進		129	道路建設課
	5	公園の整備		129	都市整備課

※「具体的施策」欄の★は『主要施策』、☆は『新規事業』を表します。

(1) 良質・良好な居住環境の確保

1 公営住宅の整備

[これまでの成果と課題]

バリアフリー化を施した公営住宅が増え、子ども・子育ての環境整備も進んでいますが、未改善の住宅も残っています。

新規・建替えについては、みどり団地3号棟以降、当面新たな建設をしない計画であるため、今後、既存住宅のバリアフリー化や狭あい化解消が課題となっています。

また、既存平屋建て住宅については、建設後相当年数を経過しているものもあり、建築物の安全性等も確保する必要があります。

[今後の取組]

住宅の狭あい化の解消やバリアフリー化、安全性の確保など住環境の変化やニーズの多様化に対応するため、平成26年度には富丘団地について住宅耐力度調査を実施しましたので、今後は同調査結果をもとに「千歳市公営住宅長寿命化計画」に基づく住宅の個別改善等の実施に向けた検討を進めます。

また、老朽化が著しく、長寿命化計画において用途廃止する方針とした団地及び住宅の解体も計画的に進めます。

2 住宅情報の提供

[これまでの成果と課題]

平成23年度に「千歳市住宅マスタープラン（改訂版）」を策定し、引き続き民間住宅に関する情報の集約・提供への取組が必要とされています。

平成26年4月から指定管理者による市営住宅の管理を開始したことに伴い、指定管理者による住まいの情報センターの運営を検討しましたが、市内不動産情報の集約や総合的な住宅相談機能の確保に課題があります。

また、住宅や居住環境の情報提供に係る市民ニーズがどの程度あるのかを把握する必要があります。

[今後の取組]

今後、市民ニーズの把握に努め、住宅情報の提供や総合的な住宅相談機能の確保に向け、センター化の判断や人的配置の検討を進めていきます。

3 シックハウス対策の推進

【これまでの成果と課題】

建築基準法における「シックハウス対策」の規制の導入に伴い、シックハウスの原因となる化学物質の室内濃度を下げるとのすべての建築物に使用する建材や換気設備の規制について対策を推進します。

- ①内装仕上げの制限（ホルムアルデヒドを発散する建材についての種類別使用面積の規制）
- ②換気設備設置の義務付け（例：住宅では換気回数が0.5回／h以上（24時間換気））
- ③天井裏などの措置（居室へのホルムアルデヒドの流入を防ぐ措置）
- ④クロルピリホスの使用禁止（有機リン系のシロアリ駆除剤）

民間建築物については、上記の建築基準法上の規定を、公共建築物については建築基準法の規定のほかに市が定めた独自基準（上乘せ基準）により建築することとしており、建築方針の室内濃度規制値を満たしています。

ただし、室内濃度指針値の基準を満たす場合でも、化学物質の影響による発症には個人差が大きいことから、絶対的な対策を見出すことは現状では難しい状況にあります。

【今後の取組】

今後も、適切な建物づくりが行われるよう、厳正な審査に努めます。

(2) 子育てにやさしい環境の整備

1 子育てにやさしい施設の充実

[これまでの成果と課題]

乳幼児を連れて外出した際に、おむつ交換や授乳場所、ミルクのお湯などを提供してくれる施設として、公共施設や民間の店舗など、市内 60 ほどの施設が“子育てにやさしい施設”として登録されています。

[今後の取組]

今後も、より多くの子育て家庭が“子育てにやさしい施設”を利用できるようパンフレットの配布などを通じ、施設利用の普及啓発に努めます。

また、子育てにやさしい施設の拡大が利用者増加につながり、地域全体で子育てを応援する気運が高まることから、子育てにやさしい施設として登録いただけるよう市内の事業者、店舗などに対する普及啓発に努めます。

2 子育てバリアフリーの推進

[これまでの成果と課題]

公共建築物については、段差の解消や乳幼児と一緒に利用しやすいトイレなど整備を行っているほか、民間建築物については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「北海道福祉のまちづくり条例」に基づく指導を行っています。

[今後の取組]

今後も法律や条例に基づき、子ども・子育てに配慮した、バリアフリー・ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた建築物の普及推進を図ります。

3 安全な道路交通環境の整備

[これまでの成果と課題]

歩行者が安全で快適に通行できるように、歩道の拡幅や段差の解消など、バリアフリーに配慮した道路整備を行っています。特に、市内中心部においては、千歳駅周辺交通バリアフリー特定経路などの歩道整備を計画的に進めています。これにより、歩行者にとって安全で快適な歩行空間が確保され、所要の効果が発揮されています。

[今後の取組]

今後も引き続き、バリアフリーに配慮した歩道整備を進め、子どもや子ども連れの親子を含めたすべての歩行者が安全で快適に通行できるような歩行空間の確保に努めます。

4 歩道補修・改修の推進

[これまでの成果と課題]

バリアフリーや交通弱者の社会参加に対する意識の高まりを背景に、歩行者が安全・安心に通行できるように、生活道路等の歩道の新設及び傷んだ歩道の改修を行っています。補修・改修施工が必要な箇所は非常に多い状況にありますが、地域要望等を踏まえ、優先順位を定めて実施し、通行者の安全確保について一定の効果을上げています。

[今後の取組]

今後も引き続き、バリアフリーに配慮しながら、歩道の修繕・改修を進めます。

5 公園の整備

[これまでの成果と課題]

公園整備については、新興住宅地に新たな公園の建設を行うなど、計画的に進めています。また、整備後数十年を経た公園については、町内会などから老朽化した遊具等の改善を求める要望も多く、施設更新を計画的に進める必要があります。

[今後の取組]

公園整備にあたっては、ワークショップを開催するなど、地域住民の意見を反映させながら計画的に整備を行います。

また、未整備箇所の公園整備や老朽化した遊具などの施設更新を進め、子どもが安全に安心して遊ぶことのできる公園づくりに努めます。

基本目標5 ワーク・ライフ・バランスの推進

基本目標5の達成に向け、2つの施策の方向性に基づく5の具体的施策に取り組みます。

施策の方向性	具体的施策		指標	掲載頁	所管課
(1) 仕事と子育てを両立するための環境整備	1	仕事と生活の調和等に取り組む企業や民間団体の好事例の情報の収集・提供 ☆	○	131	子育て推進課
	2	両立支援に関する情報提供		131	商業労働課
	3	事業所内保育所への支援		132	保育課
(2) 仕事と子育てを両立するための意識啓発	1	男女共同参画社会の推進		133	市民協働推進課
	2	男性の育児参加の促進 ☆		133	市民協働推進課

※「具体的施策」欄の★は『主要施策』、☆は『新規事業』を表します。

(1) 仕事と子育てを両立するための環境整備

1 仕事と生活の調和等に取り組む企業や民間団体の好事例の情報の収集・提供 ☆

[これまでの成果と課題]

少子高齢化に伴う労働人口が減少する現在においては、仕事と生活の調和の実現に向けた取組は、企業の活力や競争力の源となる有能な人材の確保や育成、定着を図る上での可能性を高めるものです。既に仕事と生活の調和の促進に積極的に取り組む企業もあり、今後はそうした企業における取組をさらに普及し、社会全体での意識の醸成に寄与していくことが求められています。

[今後の取組]

平成 26 年に、市内の民間事業所を対象に「企業における仕事と家庭の両立支援に関するアンケート」を実施したところ、行政に求める効果的な施策として、「セミナーの開催、先進企業の取組事例の紹介などの情報公開」が全体の 4 割以上を占めていました。

こうした事業者側のニーズに応えるため、北海道が推進する「あったかファミリー応援企業登録制度」や「両立推進企業表彰制度」との連携などを踏まえ、「仕事と生活の調和等に取り組む企業や民間団体の好事例の情報の収集・提供」について具体的に検討し、実施します。

2 両立支援に関する情報提供

[これまでの成果と課題]

社会経済情勢の変化や女性の就業率の高まりにより、共働き世帯が増加し、その就労形態も多様化する中で、ライフステージや個人の事情に応じた柔軟性のある働き方の実現が望まれています。

また、少子高齢化の進行や子育てに関わる環境、意識が大きく変化する中、男性を含めた働き方の見直しを行い、労働者が仕事と子育てを両立し、安心して働き続けることができる環境整備が求められています。

[今後の取組]

仕事と子育てを両立しやすい職場環境の整備を支援するため、育児休業制度をはじめ、一般事業主行動計画の策定や両立支援に関する各種助成制度等について、関係機関との連携による周知・啓発に取り組めます。

3 事業所内保育所への支援

【これまでの成果と課題】

事業所内保育所での保育サービスを受けることで、保護者が安心して就業できる体制づくりを支援するため、市独自に事業所内保育所の運営経費の一部を補助しています。

【今後の取組】

新制度の施行に合わせて、自社の従業員の子ども以外の地域の子どもの受入を行う場合（定員に地域枠を設ける場合）には、地域型保育給付を受けることとなりますが、地域の子どもを受け入れるための施設及び職員等の体制が確保できないなど、当該給付を受けることが困難な事業者に対しては、引き続き補助を実施します。

(2) 仕事と子育てを両立するための意識啓発

1 男女共同参画社会の推進

[これまでの成果と課題]

男女共同参画社会の実現に向け、固定的な性別役割分担意識を解消し、女性も男性も仕事や家庭の両立が可能となるような環境整備が必要です。

男女共同参画意識の醸成に向けた取組を推進していますが、参加者数や年齢層など参加者の裾野が広がらない等の課題があります。

[今後の取組]

様々な分野における協力と責任分担のもと、男女共同参画意識の啓発のため、「ちとせ男女共同参画推進プラン（平成19年3月策定）」に基づき、セミナー等を開催します。

2 男性の育児参加の促進 ☆

[これまでの成果と課題]

社会全体で子育てを応援する機運の醸成を図り、子育て環境をさらに整えていくためには、男性の育児参加の促進が重要となります。

[今後の取組]

これから父親となる男性向けに、妊娠から子どもの小学校入学までの必要情報等をまとめた「父子健康手帳」を発行し、母子健康手帳と併せて配布する事業を平成27年度から実施します。

基本目標 6 子育て環境の変化や地域の実情に応じた 切れ目のない支援

基本目標 6 の達成に向け、3つの施策の方向性に基づく9の具体的施策に取り組みます。

施策の方向性	具体的施策		指標	掲載頁	所管課
(1) 家庭を持つ希望をかなえる環境の整備	1	結婚を応援する取組の実施 ☆		135	市民協働推進課
	2	家庭を持つことの機運の醸成を図る取組の実施 ☆		135	市民協働推進課
(2) 妊産婦を応援する環境の整備	1	「いいお産の日 in ちとせ」のイベントの導入 ★ ☆	○	135	健康推進課・子育て総合支援センター
(3) 子育て支援の利用につなげるきめ細かな取組の推進	1	子育て支援中核施設の拡充 ★ ☆	○	136	子育て総合支援センター
	2	「ちとせ子育てコンシェルジュ」の導入 ★ ☆	○	136	子育て総合支援センター
	3	「ホームスタート（訪問型子育て支援）」の導入 ★ ☆	○	136	子育て総合支援センター
	4	子育てに関する総合情報発信の拡充 ★（再掲）	○	137	子育て推進課
	5	公立子育て施設による「子育てブログ」の導入 ★ ☆	○	137	子育て総合支援センター・保育課・こども療育課
	6	「転入親子ウエルカム交流ツアー」の導入 ★ ☆	○	137	子育て推進課

※「具体的施策」欄の★は『主要施策』、☆は『新規事業』、（再掲）は98ページの記載を表します。

(1) 家庭を持つ希望をかなえる環境の整備

1 結婚を応援する取組の実施 ☆

[これまでの成果と課題]

国の調査結果から、独身男女の約9割が結婚意思を持っている一方で、雇用など将来の生活に不安を抱き、結婚や出産の希望がかなわないといった現状があり、将来の人口減少を懸念する地域では、そうした結婚を希望する若者を応援する取組が実施されています。

[今後の取組]

全道一若いまちという千歳市の特徴を生かし、子育て世帯となる若者の移住・定住を促進し、将来の発展につなげるため、結婚を希望する若者が結婚できるよう支援する取組として、独身男女の出会いの場を提供する婚活パーティーを実施します。

2 家庭を持つことの機運の醸成を図る取組の実施 ☆

[これまでの成果と課題]

結婚し、家庭を持つ若者の希望をかなえるためには、将来に向けた夢や希望をもてる環境を整備するため、結婚、子育てに関する意識づくりや適切な情報の提供のほか、地域全体で応援する機運を醸成する取組が必要です。

[今後の取組]

結婚し家庭を築き、出産という新たな命が誕生することの素晴らしさや、子育てを通じて親となることの喜びを伝え、若者やその家族などが、家庭を持つことの意義を考える機会を提供するため、セミナーなどを開催します。

(2) 妊産婦を応援する環境の整備

1 「いいお産の日 in ちとせ」のイベントの導入 ★ ☆

[これまでの成果と課題]

妊娠・出産期における母体の健康管理や安定した精神状態の確保は胎児への影響も大きい
ため、安心して出産に臨めるための支援や、出産後も含め、子育ての不安の解消に向けた支
援が必要です。

市は、妊娠相談、妊婦健診のほか、新生児・産婦訪問事業などの取組を実施していますが、
妊娠、出産そして子育てに控える妊産婦を地域全体で応援する取組が求められています。

[今後の取組]

市は、地域全体の取組を図り、子育てサークル、中高生、民生委員児童委員や関係機関な
どとの協働の企画により、「お産」や「子育て」を通じ、出産、子育てを希望する方、妊娠
中、子育て中の方やその家族と一緒に考え、楽しめるイベントとして、毎年11月3日を記
念日とする「いいお産の日 in ちとせ」を開催します。

(3) 子育て支援の利用につなげるきめ細かな取組の推進

1 子育て支援中核施設の拡充 ★ ☆

[これまでの成果と課題]

「地域子育て支援センター」、「児童館」、「学童クラブ」機能を持つ中核施設として、平成20年4月にちとせっこセンターを、平成26年3月にげんきっこセンターを開設しました。乳幼児親子が交流する「つどいの広場」、「子育て相談」、「子育て講座」などの各種事業を実施しています。

[今後の取組]

学童クラブの対象学年拡大や、児童館の中高生タイム導入により、各事業の利用者の利便性の向上と合わせて、乳幼児から高校生まで切れ目ない子育て支援を行うよう、今後も中核施設としての運営を継続していきます。

2 「ちとせ子育てコンシェルジュ」の導入 ★ ☆

[これまでの成果と課題]

平成27年4月からの新制度施行に伴い、子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所等での教育・保育や、一時預かり、学童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所での利用者支援が求められています。

[今後の取組]

平成27年度4月から、子育て支援中核施設「ちとせっこセンター」及び「げんきっこセンター」の2か所に、「ちとせ子育てコンシェルジュ」を配置し、子育て家庭の「個別ニーズ」の把握を行いながら、新制度の施行に伴い複雑化した教育・保育施設の支給認定等の制度や、当市の多種多様な子育て支援事業の利用にあたっての「情報集約と提供」、「利用者支援」を行います。

(具体的な内容は67ページを参照)

3 「ホームスタート（訪問型子育て支援）」の導入 ★ ☆

[これまでの成果と課題]

転出入者が多く、子育てに関して身近に相談できる相手が少ないという当市の特徴から、千歳市子ども・子育て会議や「ちとせ子育て支援ネットワーク会議」の場では、「ちとせっこセンターやげんきっこセンターに来ることができる人は良いが、来られない人が心配」という意見が多く出されています。

様々な理由から外出して子育て支援事業を利用することが難しい保護者に対して、家庭を訪問し、子育ての悩みに寄り添い、子育ての楽しさを実感したり、地域とのつながりを持つように、子育て支援サービスの利用や関係機関へつなげる取組が求められています。

[今後の取組]

平成 27 年度から、「ちとせっこセンター」及び「げんきっこセンター」に配置する「ちとせ子育てコンシェルジュ」の取組の一環として、イギリスの「ホームスタート」やフィンランドの「ネウボラ」といった、保護者や妊産婦に寄り添う訪問型の支援を参考に、転入して間もない未就学児の家庭、出産や子育てに不安を抱える保護者など、地域や関係機関の情報をもとに「気になる家庭」を訪れる『ホームスタート（訪問型子育て支援）』を実施します。

「ちとせ子育てコンシェルジュ」が、週に一度、定期的に約 2 か月間家庭等を訪問し、滞在中は友人のように寄り添い、傾聴や協働等の活動を行う中で、教育・保育施設や子育て支援サービスなどの利用に「つなげる」活動を行います。

4 子育てに関する総合情報発信の拡充 ★ （再掲）

（98 ページの再掲。）

5 公立子育て施設による「子育てブログ」の導入 ★ ☆

[これまでの成果と課題]

平成 26 年 2 月から、地域子育て支援センター、保育所、児童館、こども通園センターの公立の子育て施設によるブログの運用を開始しました。施設を利用する子どもの保護者をはじめ、妊娠中や出産直後で外出が難しい方など様々な方へ向けて、施設の行事案内、子どもの様子や親子利用の風景など、日々の情報を積極的に発信しています。

[今後の取組]

今後も、「千歳市子育てガイド&おでかけMAP」や「ちとせ子育てネット」などの総合情報媒体では伝えきれない、ブログならではの最新の情報を発信し、手軽に子育て支援情報が得られるとともに、安心してサービスを利用できる環境づくりをめざします。

6 「転入親子ウエルカム交流ツアー」の導入 ★ ☆

[これまでの成果と課題]

当市において子育て世帯の通算居住年数は短く、アンケート調査の結果では、就学前の子どもがいる世帯のうち、5 年未満の居住が全体の約 35%を占めます。

また、これらの世帯は気軽に相談できる人、特に相談相手としての「隣近所、知人、友人」が少なく、子育て世帯の孤立化につながりやすいことが心配されます。転入してきた子育て世帯を歓迎し、子育ての悩みに寄り添い不安な気持ちを和らげながら、子育て支援サービスや子育て関係機関へとつなげる支援が求められています。

[今後の取組]

平成 27 年度から、千歳に不慣れな子育て世帯を対象としたバスツアーを年 2 回程度実施します。千歳の街並みや市の子育て支援事業に触れ、①市の子育て支援事業を知ってもらうこと、②親子同士が知り合うきっかけづくり、③転入後間もなく引きこもりがちな乳幼児期の親子を事業の利用につなげることをめざし、取組を進めます。

基本目標 7 子どもを守る安全なまちづくり

基本目標 7 の達成に向け、2つの施策の方向性に基づく5の具体的施策に取り組みます。

施策の方向性	具体的施策		指標	掲載頁	所管課
(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	1	交通安全教室の実施		139	市民生活課
	2	交通安全指導の実施		139	市民生活課
(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	1	緊急避難所「子ども110番の家」指定事業の充実		140	青少年課(教委)
	2	千歳っ子見守り隊支援事業の実施		140	青少年課(教委)
	3	不審者情報携帯メール配信事業の実施		140	青少年課(教委)

※「具体的施策」欄の★は『主要施策』、☆は『新規事業』を表します。

(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

1 交通安全教室の実施

[これまでの成果と課題]

学校等と連携しながら各年代に応じた交通安全に関する指導・啓発事業を実施し、交通事故防止に向け交通安全意識の高揚や交通マナーの向上に努めています。

[今後の取組]

道路交通法改正による児童の自転車用ヘルメット着用の周知や、警察、学校等と連携し、中高校生を対象にした自転車走行ルールを習得するための指導強化に努めます。

また、幼児と小学校1年生から4年生までの児童を対象に年60回から70回程度交通安全教室を開催するとともに、交通安全フェアなどのイベントにおける交通事故防止の啓発活動に取り組むほか、中高校生に対する啓発活動についても引き続き実施します。

2 交通安全指導の実施

[これまでの成果と課題]

通学路における児童への立哨指導や街頭立哨指導、中高校生を対象にした自転車走行ルールの啓発を実施し、指導員による実践的な指導を継続するほか、PTAや見守り隊との連携による交通安全指導による交通事故防止の徹底を図っています。

[今後の取組]

交通安全教育指導員、交通指導員を配置し、学校や地域と連携しながら、各年齢層に応じて日常生活における交通安全意識の向上や交通ルールなどを習得するための指導・啓発を行い、交通事故防止の徹底を図ります。

引き続き交通指導員は、春・夏・秋・冬の各交通安全運動期間中に加え、週3回担当小学校の交通安全指導を実施し、交通安全教育指導員は、各小学校のすべての登校期間に担当小学校の交通安全指導を実施します。

(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

1 緊急避難所「子ども110番の家」指定事業の充実

[これまでの成果と課題]

児童生徒が不審者などに遭遇したときに助けを求めて駆け込める場所として、各小学校が校区内にある住宅や店舗などに協力を依頼し、緊急避難場所「子ども110番の家」として指定しています。また、ステッカーを表示することにより犯罪の未然防止を図っています。

不審者発生時などにおける児童生徒の安全確保を充実させるためには、学校や行政だけではなく、日常的に児童生徒に接することができる地域も一丸となって対応していくことが必要です。

[今後の取組]

今後も、各小学校では校区内で指定している場所の見直し点検を行い、児童生徒、家庭、地域住民などに周知するとともに、地域の中で協力を呼びかけ、避難場所の拡充など事業の充実を図ります。

2 千歳っ子見守り隊支援事業の実施

[これまでの成果と課題]

登下校時における児童生徒の安全確保を充実させるためには、学校や行政だけではなく、日常的に児童生徒に接することができる地域住民も一丸となって対応していくことが必要です。

P T Aや町内会などが、地域のボランティア活動として、各小学校区に「千歳っ子見守り隊」を結成し、子どもたちが安全に安心して登下校ができるよう、立哨、巡回指導を実施しています。

[今後の取組]

学校と地域、保護者などが共通理解と連携を深め、地域全体で児童生徒を見守る効果的な取組として、今後も事業を継続して実施します。

3 不審者情報携帯メール配信事業の実施

[これまでの成果と課題]

不審者情報の発信については、各関係機関にF A Xで周知するほか、市のホームページに掲載しているところです。また、希望する市民に携帯電話を利用した不審者情報メールの配信を実施しており、外出先等においても情報が得られることで、不審者に迅速に対処することができます。

[今後の取組]

今後も、市民に対する周知を図り、メール配信登録者の拡大に努めます。

基本目標 8 援助が必要な子ども・子育て世帯への支援

基本目標 8 の達成に向け、5 つの施策の方向性に基づく 31 の具体的施策に取り組みます。

施策の方向性	具体的施策	指標	掲載頁	所管課
(1) 児童虐待防止対策の充実	1 家庭児童相談室の充実		142	子育て推進課
	2 養育支援訪問による児童虐待防止対策の充実 ☆ (再掲)	○	142	子育て推進課
	3 「要保護児童地域ネットワーク協議会」による連携	○	142	子育て推進課
	4 「おやおや安心サポートシステム」の推進	○	143	子育て推進課
	5 「子育てスキルアップ講座」の導入 ★	○	143	子育て推進課
	6 虐待予防母子保健の充実		143	健康推進課
(2) 心のケアを必要とする子どもへの支援の充実	1 教育相談の充実		145	青少年課(教委)
	2 学校適応指導教室「おあしす」の充実		145	青少年課(教委)
	3 里親制度の普及		145	子育て推進課
(3) ひとり親家庭の自立支援の充実	1 母子・父子自立支援員による相談体制の充実		146	子育て推進課
	2 母子家庭等日常生活支援事業の実施		146	子育て推進課
	3 児童扶養手当制度の実施		146	子育て推進課
	4 ひとり親家庭等医療費助成事業の実施		147	医療助成課
	5 母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業の実施		147	子育て推進課
	6 婚姻歴のないひとり親家庭に対する特定教育・保育施設等の保護者負担の軽減		147	保育課
(4) 障がいのある子ども等への支援の充実	1 障がい児のための「インクルージョン保育」の導入 ★ ☆	○	148	こども療育課
	2 こども通園センター事業の推進		148	こども療育課
	3 特定教育・保育施設等の障がい児受入に対する支援		149	保育課・企画総務課(教委)
	4 幼稚園における特別支援教育の促進		149	企画総務課(教委)
	5 小学校における特別支援教育・交流教育の充実		149	学校教育課(教委)
	6 学童クラブの障がい児入所の推進		150	子育て総合支援センター
	7 特別児童扶養手当等制度の実施		150	子育て推進課
	8 重度心身障害者医療費助成事業の実施		151	医療助成課
	9 障害福祉サービスの実施		151	障がい者支援課
(5) 経済的支援の充実	1 児童手当制度の実施		152	子育て推進課
	2 特定教育・保育施設等の保護者の負担軽減の拡充 ★		152	保育課
	3 私立幼稚園就園奨励費制度の実施		152	企画総務課(教委)
	4 就学援助制度の実施		153	学校教育課(教委)
	5 特定教育・保育施設等が徴収する物品購入費等の助成事業の実施 ☆		153	保育課
	6 乳幼児紙おむつ用ごみ袋支給事業の実施		153	子育て推進課
	7 不妊治療費助成事業の導入 ★ ☆	○	153	健康推進課

※「具体的施策」欄の★は『主要施策』、☆は『新規事業』、再掲は71ページの記載を表します。

(1) 児童虐待防止対策の充実

1 家庭児童相談室の充実

[これまでの成果と課題]

家庭児童相談員等による相談業務のほか、臨床心理士による「子育てカウンセリング」、北海道中央児童相談所と連携した療育手帳の相談等を実施しています。

また、千歳市要保護児童地域ネットワーク協議会等の活用により、児童相談所をはじめ関係機関・団体と連携し、幅広い相談に対応しています。

[今後の取組]

家庭や地域社会における子育て力の低下、子育ての孤立化により、子育てに負担感や不安感、ストレスを抱えている保護者が増大していることから、今後も各種相談を継続します。

2 養育支援訪問による児童虐待防止対策の充実 ☆ (再掲)

[これまでの成果と課題]

児童虐待は、養育者の子育てに対する不安や孤立感、養育能力の未熟さを要因として発生すると考えられます。これまで保健師等による専門的な助言や指導、家庭児童相談員による養育相談等により、虐待の未然防止に努めてきました。

核家族化や子育てモデルの不足が、家庭だけで子どもを養育することを困難にしています。養育支援訪問事業による、家事支援を行うことでさらに関係機関が連携して児童虐待を未然に防ぐことが必要になっています。

[今後の取組]

要支援家庭について、要保護児童地域ネットワーク協議会ケース会議において家事支援の必要性を検討し、養育支援ヘルパーを派遣することによる、適切な養育環境の確保に努めます。(具体的な内容は71ページを参照。)

3 「要保護児童地域ネットワーク協議会」による連携

[これまでの成果と課題]

児童福祉法に基づき、平成17年9月に設置された千歳市要保護児童地域ネットワーク協議会の構成員(児童相談所、保健所、警察署、民生委員児童委員、保育所、幼稚園、小中学校等)と連携し、児童虐待の早期発見や未然防止、適切な保護に向けた対応を行っています。要保護児童地域ネットワーク協議会では、代表者会議、年数回の実務者会議、必要に応じ個別のケース検討会議を行っているほか、関係機関の資質向上のための研修会を開催しています。また、平成24年度から新たに「要保護児童担当」職員を配置し、体制を強化しました。

[今後の取組]

複雑化・多様化する児童養育の問題に対し、児童虐待等の未然防止や早期発見を図るため、各関係機関の連携により、それぞれの役割を踏まえた複合的な対応に努めます。

(具体的な内容は71ページを参照。)

4 「おやおや安心サポートシステム」の推進

【これまでの成果と課題】

全国的に児童虐待件数が増加し、当市においても児童虐待の相談件数は増加しています。就学前児童の虐待は重篤な事故につながる場合があり、児童虐待の発生予防対策の充実や不適切な養育を改善する取組を強化する必要があります。

当市では、「おやおや安心サポートシステム」として、市内の保育所・幼稚園の入園児を対象に千歳市独自の経過観察票を用いて児童の様子を確認し、不適切な養育が疑われる親子がいた場合には、要保護児童地域ネットワーク協議会の個別ケース会議を実施するという仕組みを構築しました。

【今後の取組】

今後もおやおや安心サポートシステムを活用し、保育所等と母子保健・児童福祉等関係機関の協働のもとに、発生予防の段階から情報を共有し、援助方針等を検討することにより、児童虐待の未然防止とともに地域の支援力を高める取組を推進します。

5 「子育てスキルアップ講座」の導入 ★

【これまでの成果と課題】

暴力を伴ったしつけは、子どもに親への恐怖感を与え、子どもの成長に大きな影響を持つ親子関係にダメージを与え、様々な問題行動の原因になるといわれています。市は、暴力や暴言を使わずに子どもを育てる方法を身につける学習プログラム「コモンセンス・ペアレンティング」のトレーナー資格を市の家庭児童相談員が取得し、効果的な子育てスキルの体得を学習することを目的として、平成 25 年度から相談ケースの家庭を対象に個別対応を行っています。

【今後の取組】

今後も、児童虐待防止対策の一環として、また、親が親として育つことを支援する取組として、個別対応のほか、一般市民向けの「子育てスキルアップ講座」を開催し、認定こども園・保育所・幼稚園等の保護者に講座を案内するなど、「コモンセンス・ペアレンティング」の学習プログラムによるしつけ方法の普及に努めます。

6 虐待予防母子保健の充実

【これまでの成果と課題】

赤ちゃん訪問、乳幼児健診において、母親の不安や乳幼児への不適切な育児状況を把握するためのスクリーニング（アンケート）を実施し、虐待等、問題が深刻になる前からの早期支援に努めているほか、養育支援事業として、ストレスにより育児困難感を持っている母親を対象としたグループミーティングを実施しています。グループミーティングは、母親が自分の気持ちを素直に話せる場であり、その結果、客観的に育児を振りかえることができ育児に対して前向きになるといった効果が見られます。

また、臨床心理士による育児講座を開催し、自分の育児について自信がもてるよう働きか

けを行っています。

[今後の取組]

今後も、母親の子育て不安や自己解決能力などの状況を早期に把握し、保護者に対する支援を行い、虐待予防に努めます。

また、グループミーティングの内容や保護者への関わり方について関係機関との連携を強化し、支援体制の充実を図ります。

(2) 心のケアを必要とする子どもへの支援の充実

1 教育相談の充実

[これまでの成果と課題]

いじめ・不登校・問題行動等の要因が多様化、複雑化してきている中で、初期対応が遅れた場合や、適切な対応がなされなかった場合などに、問題がより深刻化するケースがでています。

児童生徒が安全・安心できる校内環境をつくるためには、教育相談だけではなく、専門的な指導・助言が可能なスクールカウンセラーの配置や、日常的な児童との関わりから未然防止の効果が高い心の教室相談員の配置が必要となっています。

[今後の取組]

現状のスクールカウンセラーや心の教室相談員による相談体制を継続するとともに、学校だけではなく各関係機関との協力・連携に努め、教育相談業務の充実を図ります。

2 学校適応指導教室「おあしす」の充実

[これまでの成果と課題]

社会環境、生活環境の不安定な状況は、心身の形成に未発達な児童生徒に大きな影響を与え、不登校などの問題につながるケースがあります。

不登校問題は、学校だけではなく教育委員会、家庭、関係機関が連携し支援体制の充実を図ることで、不登校の早期解決や引きこもり状態から一步を踏み出せることから、不登校児童生徒の居場所づくりのため、適応指導教室の開設が必要となります。

[今後の取組]

今後も適応指導教室を継続し、不登校等の問題を抱える児童生徒の実情を把握した上で、適応指導教室を拠点とし、学校や関係機関、家庭と連携を図りながら学校復帰に向けた適切な指導支援体制の充実を図ります。

3 里親制度の普及

[これまでの成果と課題]

里親制度について広く周知し、里親登録者の確保を図るため、広報ちとせへの啓発記事の掲載、里親制度に関するPRポスターの掲示のほか、家庭児童相談業務において、関係者に制度の説明・奨励を行っています。

[今後の取組]

近年、養育困難な家庭や児童虐待が増大するなど、子育て家庭を取り巻く環境は大きく変わってきています。様々な事情で社会的保護が必要な児童を、より家庭的な環境で心身ともに健やかに育てることを目的に、里親制度を所管する北海道中央児童相談所と連携しながら、里親制度の普及に努めます。

(3) ひとり親家庭の自立支援の充実

1 母子・父子自立支援員による相談体制の充実

[これまでの成果と課題]

ひとり親家庭の経済的な自立を図るため、母子・父子自立支援員2名を配置し、年間約1,000件の自立支援等の各種相談業務を行い、実態に合わせ自立の促進に向けた総合的・継続的な対応を行っています。

また、北海道が実施している、母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦に対し就労や児童の就学などで資金が必要となったときに各種資金の貸付を行う「母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度」について、相談や申請書類の受付を行っています。

[今後の取組]

経済状況、雇用状況の改善や高校教育の無償化から貸付件数、貸付金額は減少傾向にあるものの、就学資金のニーズは高く、ひとり親家庭の実情を的確に把握し、早期の自立を図られるよう情報提供や指導、求職活動に関する支援など総合的な相談業務を行います。

また、相談内容の多様化などに対応できるよう関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。

2 母子家庭等日常生活支援事業の実施

[これまでの成果と課題]

ひとり親家庭の保護者等が出張、疾病などの理由により日常生活に支障がある場合、安心して子育てをしながら生活することができるよう、一時的に家庭生活支援員（ホームヘルパー）を派遣し、乳幼児の世話、住居の掃除、買い物、調理などを行っています。家庭生活支援員の派遣を千歳市母子会に委託し、実施しています。

[今後の取組]

事業の円滑かつ有効的な運用を促進するため、制度の趣旨や具体的な支援内容を関係機関と連携することで広く周知し、事業の充実を図ります。

3 児童扶養手当制度の実施

[これまでの成果と課題]

父母の離婚や未婚での出産などにより、父または母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭の生活の安定と自立を支援し、児童福祉の増進を図るため、手当を支給しています。

[今後の取組]

ひとり親家庭の経済的な自立を図るためには、児童扶養手当等による経済支援施策が重要であることから、離婚届の提出時や離婚前相談の際に、母子・父子自立支援員による相談・各種制度の説明・助言などを行うとともに、適正な支給事務を行うため、手当支給の対象となるひとり親世帯の的確な状況把握に努めます。

4 ひとり親家庭等医療費助成事業の実施

【これまでの成果と課題】

原則 18 歳までの児童の入院・通院に対し、親は入院のみに対して医療費の助成を行います。3 歳未満及び住民税非課税世帯には全額助成（初診時一部負担金を除く）、住民税課税世帯で 3 歳から小学校就学前までの児童は医療費の 1 割を助成、小学生以上の児童と親には医療費の 2 割を助成します。

【今後の取組】

今後も継続して事業を実施します。

5 母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業の実施

【これまでの成果と課題】

母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業は、職業能力の向上や専門的な資格取得などにより、母子家庭及び父子家庭の経済的な安定と自立の促進を図るための就労支援策であり、市が指定した教育訓練講座を受講し修了した場合に、その経費の一部を支給します（自立支援教育訓練給付金）。また、看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士などの資格を取得するため、養成機関で 2 年以上修業する場合に、国が定める額により給付金を支給します（高等職業訓練促進給付金）。

【今後の取組】

母子・父子自立支援員は、事前相談において就業に結びつきやすい資格取得へ向けた支援を行うとともに、今後も関係機関との連携を強化し、事業内容を広く周知し、利用者の増加を図ります。

また、養成機関での受講中における母子家庭等の生活の安定を図るため、北海道の母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の利用を含めて支援を行います。

6 婚姻歴のないひとり親家庭に対する特定教育・保育施設等の保護者負担の軽減

【これまでの成果と課題】

保育所の保育料については、所得税及び市町村民税の税額に応じて算出されますが、これらの税額は、婚姻歴があることで「寡婦（寡夫）控除」が受けられる保護者と、未婚のため受けられない保護者とで、保育料の負担に差が生じていました。

市は、平成 26 年度から、婚姻歴のないひとり親についても税額控除の「みなし適用」を行うことで、ひとり親家庭における保護者負担の平準化を図っています。

【今後の取組】

新制度施行後の特定教育・保育施設等の利用に関わる保護者負担については、これまで同様に税額に基づく応能負担となることから、引き続き税額控除の「みなし適用」を行い、婚姻歴のある・ないに関わらず、公平に保護者負担を軽減する取組を実施します。

(4) 障がいのある子ども等への支援の充実

1 障がい児のための「インクルージョン保育」の導入 ★ ☆

[これまでの成果と課題]

発達障がいを含む障がい児は増加・多様化の傾向にあり、障がい児等の教育・保育施設の円滑な利用が求められています。私立保育所や幼稚園において、障がい児の受入が困難とされる理由には、専門的人員体制の確保のほか、私立の教育・保育施設事業者と市の療育機関との連携の困難性が挙げられています。

[今後の取組]

インクルージョンとは、「障がいの有無によってわけ隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会をめざす」ことをいいますが、当市の療育機能を最大限活用して、私立の教育・保育施設での受入の円滑化と、発達障がいの早期発見・早期対応に向けた、以下の取組を展開します。

1. 「訪問療育支援（保育所等訪問支援事業）」の実施

認定こども園、保育所、幼稚園等を利用する知的・情緒・肢体不自由児に対し、保護者の希望（申請）により、保育所、幼稚園等において、子ども1人当たり月2回、1回4時間程度の訪問支援を行います。

2. 「こども相談みにくる（巡回支援事業）」の実施

発達障がい等に関する知識を有する専門員が、週3回程度、認定こども園、保育所、幼稚園等を巡回し、施設のスタッフや保護者に対し障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。

2 こども通園センター事業の推進

[これまでの成果と課題]

心身の発達に心配や障がいのある乳幼児とその保護者に対して、こども発達相談室が、子どもの発達に関する不安や育児に関する相談による継続支援を行うほか、こども通園センターでは、子どもの発達状況に応じた療育支援を実施しています。また、新たに、こども通園センター利用者向けに総合相談窓口を設置し、子育てなどに悩みを持つ保護者への支援も行っています。

発達障がいなどの障がいに対する社会的認識が高まる中で、相談内容は多様化しています。家庭や地域社会など子どもを取り巻く生活環境が変化する中で、発達に不安のある子どもが地域の中で豊かに育つことを願う保護者のニーズが高まっています。

[今後の取組]

子どもの生活を見据え、発達状況や課題にあったサービスの利用ができるよう、専門的な視点からの相談を充実させていきます。また、こども通園センターでは、多様な専門性からの支援に加え、保護者向けの学習会などを通じた情報提供や、相談対応を継続します。

3 特定教育・保育施設等の障がい児受入に対する支援

[これまでの成果と課題]

市は、障がい児に対する保育を推進するため、公立保育所での受入と合わせて、私立保育所での障がい児受入を促進してきました。一方で、障がいや発達障がいのある子どもは増加の傾向にあり、保育所での障がい児受入は飽和状態にあります。

[今後の取組]

新制度は、すべての子どもに質の高い教育・保育を提供することを目的としていることから、障がい児など特別な支援が必要な子どもについても、他の障がい児施策等との連携を図りながら、特定教育・保育施設等において受入を進めていく必要があります。

しかし一方で、集団保育になじみにくい場合や、施設側の受入環境や受入体制によっては、すべての施設・事業において一律に障がいのある児童を受け入れることは困難な場合があります。

今後は、障がい児受入の拡大を図るほか、認定こども園の機能を活用した教育標準時間での利用と合わせて対応します。

なお、保護者の就労等により、保育を必要とする障がいのある児童については障害児保育補助事業により受入の促進を図るほか、教育を受ける障がいのある児童については、障害児教育補助による受入の促進を図ることとします。

4 幼稚園における特別支援教育の促進

[これまでの成果と課題]

従来、幼稚園に対しては、国の私学助成に基づく特別補助（特別支援教育経費）により財政支援が行われてきたほか、さらに市は、障がい児を受け入れた幼稚園に対する補助事業を実施し、幼稚園の財政的負担を軽減するとともに、特別支援教育の促進を図ってきました。

[今後の取組]

新制度の施行後も、国の私学助成による特別支援教育が推進されることから、特別支援教育のニーズの高まりに対応するため、今後も引き続き私学助成による補助事業を実施し、適切な教育環境の整備を促進します。

5 小学校における特別支援教育・交流教育の充実

[これまでの成果と課題]

小学校において、特別な教育的支援を必要とする児童生徒が将来自立し、夢や目標を実現していくため、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内研修の実施や校内特別支援教育委員会の活性化等の基本的な校内支援体制の整備・充実が求められています。

[今後の取組]

特別な教育的支援を必要とする児童生徒を的確に把握し、将来、自立や社会参加ができるよう、知的障がい、自閉症・情緒障がい、難聴についての校区を「鉄北地区」、「鉄南地区」、「向陽台地区」の3ブロックに分け、児童生徒一人一人の障がいに応じた特別支援教育の体制整備を推進します。

6 学童クラブの障がい児入所の推進

【これまでの成果と課題】

集団保育や日々の通所が可能な軽度の障がい児に対し、学童クラブ内で健常児と一緒に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的に、学童クラブの障がい児入所を進めています。平成 26 年 4 月までに児童館併設で 10 か所、小学校併設で 5 か所の計 15 か所の学童クラブで受入をしており、平成 25 年 4 月からは各クラブの障がい児の定員を「2 名程度」から「若干名」に変更するなど、受入枠の拡大を進めています。近年、発達障がい傾向の児童が多くなっていることから、さらなる職員の資質向上、専門的な知識の習得を図る必要があります。

【今後の取組】

平成 27 年度から学童クラブの対象学年が小学校 6 年生まで拡大することに伴い、障がい児が入所する学童クラブには職員を増員するなどして受入体制を整備していきます。一人一人の障がいや発達状況に合わせた対応を実践できるよう、各種研修などを通じて職員の資質向上、専門的な知識の習得を図るとともに学校等関係機関との連携を強化します。

7 特別児童扶養手当等制度の実施

【これまでの成果と課題】

障がいのある子どもや家族などへの経済的な援助と児童福祉の増進を目的として、身体や精神に一定程度の障がいのある満 20 歳未満の児童の養育者を対象として、特別児童扶養手当を、重度の障がいがあり在宅で日常生活を送るために常時介護を必要とする児童に障害児福祉手当を支給しています。

【今後の取組】

いずれの手当も、支給を受けるために認定請求手続きを行う必要があります。認定資格があるにもかかわらず制度を知らないために支給を受けられないことがないように、相談対応の際の制度説明、関係機関等への福祉サービスガイドブック等のパンフレット作成や配布、広報ちとせでの情報提供など様々な機会を通じ制度の理解促進と周知を行い、円滑な制度利用を図ります。

8 重度心身障害者医療費助成事業の実施

[これまでの成果と課題]

身体障害者手帳の1級、2級、3級で内部疾患の方及び療育手帳A判定の方の入院・通院に対し、精神保健福祉手帳1級の方の通院に対して助成を行い、医療費負担の軽減を図ります。

3歳未満及び住民税非課税世帯には全額助成（初診時一部負担金を除く）、住民税課税世帯のうち3歳以上小学校就学前までは医療費の1割を助成、小学生以上は医療費の2割を助成します。

[今後の取組]

今後も継続して事業を実施します。

9 障害福祉サービスの実施

[これまでの成果と課題]

千歳市では人口の増加に伴い、障がいのある方の増加が見込まれており、多様なニーズに対応した障害福祉サービスや地域生活支援事業などのサービス提供体制の確保に努める必要があります。特に、制度改正により、平成27年度から障害福祉サービスを利用する子育て家庭にサービス等利用計画を作成しなければならないことから、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員の確保や、重度の障がいを持った子どもに対応するヘルパーや事業所の確保に努める必要があります。

[今後の取組]

障がいのある子どもやその家族が地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、千歳市の障がいのある方の総合相談窓口である「千歳市障がい者総合支援センターChip（ちっぷ）」を中心とした情報発信機能の強化に努めるとともに、市内の障害福祉サービス事業者等で構成する「千歳市障がい者地域自立支援協議会」を中心に関係機関等と連携し、障がいのある子どもについて、本計画に掲げる個別施策以外の施策を含む「千歳市障がい者計画・千歳市障がい福祉計画」の推進により、高度・多様化するニーズに対応したサービス提供基盤の確保に努めます。

(5) 経済的支援の充実

1 児童手当制度の実施

[これまでの成果と課題]

児童養育家庭の生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に、中学校修了前までの児童を養育する父母等に対し、国が定める額により手当を支給します。

[今後の取組]

今後も、国の制度改正等の動向を注視しながら、制度の周知や申請手続等の事務処理の円滑化に努めます。

2 特定教育・保育施設等の保護者の負担軽減の拡充 ★

[これまでの成果と課題]

従来、国では保育所の保育料について徴収基準額を定めていますが、市はこれを細分化して保護者負担の公平化を図ってきました。

[今後の取組]

新制度施行後の特定教育・保育施設等の利用に関わる保護者負担については、これまでと同様、応能負担により保護者の所得階層に応じた基準額の設定が示されていますが、市は、独自の財源投入により、国の基準額をさらに超える保護者の負担軽減を実施します。

保育を必要とする子ども（2号、3号認定子ども）の保育料を現行のすべての所得階層において引き下げるほか、多子世帯の軽減（2人目半額、3人目無料）、生活保護世帯や市民税非課税などの低所得者世帯の軽減などを実施し、当市の子育てしやすい環境を整備します。

3 私立幼稚園就園奨励費制度の実施

[これまでの成果と課題]

保護者の経済的負担を軽減し、幼稚園教育の振興を図ることを目的として、国の基準に基づき、入園料及び保育料の一部を補助しています。

また、平成20年度からは「幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児受入」事業を実施し、幼児教育の充実を図っています。

[今後の取組]

今後も幼児教育の振興や機会均等などを図るため、就園を希望する幼児が適切な教育を受けられるよう、保護者の経済的負担を軽減し、教育環境の整備を図ります。

4 就学援助制度の実施

【これまでの成果と課題】

経済的に就学が困難な小中学生の保護者に対し、学用品や給食費などの一部を助成しています。

近年における経済不況の影響などにより、就学援助の申請件数が年々増加傾向にあります。厳しい経済状況が続く中において、児童生徒の就学を保障するため、保護者負担の軽減を図るとともに、修学への意欲・能力のある者の教育の機会均等を確保する必要があります。

【今後の取組】

経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、必要な援助を行い、適切かつ迅速な就学支援に努めます。

5 特定教育・保育施設等が徴収する物品購入費等の助成事業の実施 ☆

小中学生の保護者に対する「就学援助制度」の実施と同様に、就学前の特定教育・保育及び特定地域型保育事業を利用する場合に、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業を実施します。

6 乳幼児紙おむつ用ごみ袋支給事業の実施

【これまでの成果と課題】

紙おむつ用の有料ごみ袋の購入が負担となっている子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、平成19年10月から乳幼児1人につき、有料ごみ袋(燃やせるごみ用袋：20リットル)を支給しています。

【今後の取組】

今後も、子育て世帯への支援の一環として、対象世帯に対する全戸配布を行うと同時に、対象世帯に有用な情報を掲載したパンフレット等を同封する取組を実施します。

7 不妊治療費助成事業の導入 ★ ☆

【これまでの成果と課題】

出産時の女性の年齢で35歳以上の割合は増加傾向にありますが、35歳以上からは妊娠しにくいことから不妊治療を望む方も増加している状況にあります。一方、不妊治療は保険が適用されない治療が多く、特に特定不妊治療(体外受精・顕微授精)は治療費が高額で、北海道の助成制度を利用してもなお負担が大きいなどの課題があります。

【今後の取組】

千歳で子どもを産み育てたいと願う夫婦の経済的負担を軽減し、安心して治療に臨むことができる環境を整備するため、特定不妊治療について、北海道の助成制度を上乘せする形で、費用の一部を助成する取組や、さらに、助成制度のない一般不妊治療(人工授精)費の一部助成を市が独自に助成するなどの取組を実施します。